

山都町地域防災計画

〔一般災害対策編〕



平成30年度

山都町防災会議

## 沿革

平成19年 6月19日作成

平成20年 6月20日修正

平成21年 6月 5日修正

平成22年 6月 4日修正

平成25年 6月 5日修正

平成26年 6月 4日修正

平成27年 6月 1日修正

平成29年 6月 1日修正

平成30年 6月 6日修正 ※平成 28 年は、熊本地震により修正無し

# 目 次

## 第1章 総 則

第 1 節	目的及び計画の性格・基本方針 .....	3
第 2 節	防災の基本理念 , .....	4
第 3 節	防災に関し関係機関の処理すべき事務又は業務 , .....	4
第 4 節	山都町の地勢と災害の特性 .....	6

## 第2章 災害予防計画

第 1 節	水害予防計画 .....	6
第 2 節	土砂災害予防対策 .....	8
第 3 節	地域防災力強化計画 .....	10
第 4 節	防災知識普及計画 .....,	13
第 5 節	自主防災組織等育成計画 .....,	16
第 6 節	火災予防計画 .....,	18
第 7 節	防災訓練計画 .....,	19
第 8 節	防災関係機関等における業務継続計画 , .....,	20
第 9 節	受援計画 .....,	20
第10 節	公共施設等災害予防計画 .....	21

## 第3章 災害応急対策計画

第 1 節	組織計画 .....	21
第 2 節	動員計画 .....	28

第 3節	自衛隊派遣要請計画	30
第 4節	気象予警報等伝達計画	31
第 5節	通信設備利用計画	32
第 6節	情報収集及び被害報告取扱計画	33
第 7節	広報計画	34
第 8節	応急措置計画	35
第 9節	水防計画	36
第10節	消防計画	37
第11節	避難収用計画	37
第12節	災害救助法の適用計画	44
第13節	救出計画	45
第14節	死体捜索及び収容埋葬計画	46
第15節	医療助産計画	46
第16節	食糧調達・供給計画	48
第17節	給水計画	48
第18節	衣料生活必需品等物資供給計画	49
第19節	応急仮設住宅及び住宅応急修理計画	50
第20節	交通対策計画	52
第21節	輸送計画	52
第22節	災害ボランティア連携計画	53
第23節	清掃計画	53
第24節	防疫計画	54
第25節	文教対策計画	55
第26節	障害物除去計画	55
第27節	電力施設応急対策計画	57
第28節	地震災害対策計画	57
第29節	生業及び復旧資金貸与計画	59
第30節	災害応急融資計画	59
第31節	災害廃棄物処理計画	59
第32節	建築物・宅地等応急対策計画	60

#### 第4章 災害復旧・復興計画

第 1節	災害復旧・復興の基本方向	61
第 2節	公共土木及び農林水産施設災害復旧計画	61

第 3 節	その他の災害復旧 .....	62
第 4 節	被災者自立支援対策 .....	63

## 1 章 総 則

### 第 1 節 目的及び計画の性格と基本方針

#### 1. 目的

この計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）（以下「法」という）第 42 条の規定に基づき山都町において防災に関し、必要な体制を確立するとともに、防災行政を総合的かつ計画的に推進することにより住民の生命、身体及び財産を災害から保護し、被害の軽減を図ることを目的とする。

#### 2. 計画の性格

- (1) この計画は、山都町防災会議が作成する「山都町地域防災計画」の「一般災害対策編」として、本町における各種災害の防災上必要となる災害予防、災害応急対策及び災害復旧に係る諸施策について定めるものとする。この計画に定めのない事項及び地震の災害対策については、「山都町地域防災計画」の「震災対策編」に定めるところによる。
- (2) 「山都町地域防災計画一般災害対策編」の策定及び運営にあたっては、国の「防災基本計画」及び熊本県の「熊本県地域防災計画一般災害対策編」に基づき実施することから、指定行政機関及び指定公共機関が作成する「防災業務計画」と密接な連携を図っていくこととする。
- (3) この計画は、各種災害に関して、防災関係機関相互の密接な連絡調整を図るうえで基本的な大綱を示すもので、その実施細則については、関係機関において別途マニュアルを作成するなど具体的に定めるものとする。

#### 3. 計画の基本方針

この計画は、防災関係機関が必要な体制を確立し、その実施責任を明確にするとともに、総合的、計画的な各種災害対策の整備及び推進を図るものである。

この計画の樹立及び推進に当たっては、次の事項を基本とする。

- (1) 自主防災体制の確立
- (2) 防災関係機関相互の連携・協力体制の強化

(3) 各種災害対策の推進

(4) 関係法令の順守

## 第2節 防災の基本理念

防災には、時間の経過とともに、災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興の3段階があり、それぞれの段階において、住民及び事業者（自助）、地域（共助）、町・県・国等の行政（公助）が一体となって最善の対策を採ることが重要である。

また、過去の大災害やH28熊本地震の経験から、行政の取り組みには限界があることを踏まえ、住民は「自らの身の安全は、自ら守る（自助）」という観点に立ち、地域ぐるみの住民の自主防災組織を育成強化し、日頃から自主的に災害等に備え、防災訓練や各種防災知識の普及啓発活動をはじめとする町・消防機関等の行政が行う防災活動と連携・協力する必要がある。

さらに、住民は、災害に際しての警戒・避難活動等における隣保互助等（共助）により、被害を未然に防止し、あるいは最小限にとどめるため、相互協力するとともに、町が実施する防災業務について自発的に協力するよう努めなければならない。

## 第3節 防災に関し関係機関の処理すべき事務又は業務

山都町および指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関並びに町内の公共機関、その他防災上重要な施設の管理者はおおむね次の業務を処理する。

機 関 名		事 務 又 は 業 務
山 都 町		1. 山都町防災会議に関する事務 2. 防災に関する施設の新設改良及び復旧対策 3. 災害に関する情報の伝達収集及び被害調査 4. 消防、水防、その他応急処置 5. 被害者に対する救助及び救護措置 6. 災害時における保健衛生、文教及び交通等の対策 7. その他町の所掌事務についての防災対策 8. 町内における公共団体及び住民防災組織の育成指導
指定 公共 機関 等	国土交通省九州地方整備局 緑川ダム管理所	1. 水防警報等の発表伝達
	町 内 郵 便 局	1. 災害時における郵便業務の確保 2. 災害時における為替貯金の非常取扱い 3. 災害時における避難場所への臨時郵便物の差出箱の設置

	熊本森林管理署	1. 国有林野等の森林治水事業及び防災管理 2. 災害応急用材の需給対策
	九州電力株式会社	1. 電力施設の保全保安対策 2. 災害時における電力供給確保
	NTT西日本熊本支店	1. 電気通信施設の防災対策 2. 災害時における非常緊急通話の調整及び予警報の伝達
	山都交通	1. 災害時における自動車による人員及び救助物資等の輸送確保
	矢部土地改良区	1. 溜池及び水こう門の設備と防災管理 2. 農地及び農業用施設の被害調査および復旧
その他の公共機関等	熊本県	1. 県地域防災計画に掲げる事項
	山都警察署	1. 災害時における治安、交通、警察通信の確保及び警察行政の調整 2. 災害情報の伝達、警察無線通信協力、災害予防及び災害応急対策
	山都消防署 山都町消防団	1. 火災の予防および消防 2. 災害時における負傷者等の救急輸送
	上益城医師会 山都地区	1. 避難施設の整備と避難訓練並びに被災時における収容者保護 2. 災害時における負傷者等の医療助産救助

その他の公共機関等	上益城農業協同組合 阿蘇農業協同組合 緑川森林組合 阿蘇森林組合 農業共済上益城支所	1. 農林畜産関係の被害調査又は協力 2. 農産物、林産物、畜産等の災害応急対策についての協力徹底 3. 被災農家に対する融資、飼料等の確保又は、その斡旋 4. 復旧資材の確保についての斡旋
	山都町商工会	1. 商工業関係の被害調査融資希望者の取りまとめ及び斡旋等についての協力 2. 災害時における物価安定についての協力徹底 3. 救助用物資、復旧資材の確保についての協力斡旋
	金融機関	1. 被災事業者に対する資金融資及びその他の緊急措置
	上益城建設業協会 山都分会	1. 災害時における応急対策
	山都町社会福祉協議会	1. 災害時における避難者対策及びボランティア対策

## 第4節 山都町の地勢と災害の特性

### 1. 山都町の地勢および気象風土的条件

山都町は、九州のほぼ中心に位置し、県域においては、県の東部に位置し、町の南東側が宮崎県に接している。町域は東西33km、27kmにおよび、面積544.67km<sup>2</sup>の広大な地域である。町の北西方向に位置する熊本市中心部までは、本庁舎からの直線距離で約25km、車での所要時間は約1時間程度である。

北部は阿蘇南外輪山、南部は九州山地の山々が連なり、これらを水源とする緑川、五ヶ瀬川の2つの主要河川が東西に流れ、起伏に富んだ独特の溪谷美を形成している。標高300～900mに位置するため、気候は、夏は涼しく冬は寒さが厳しい準高冷地であり、熊本県農業研究センター矢部試験地での平均気温の観測値は、熊本地方気象台の観測値と比較すると各月において4℃程度低くなっており、降水量では、冬季の降水量が比較的多くなっている。

交通運輸事情は、山間地域の為あまり恵まれず、交通機関及び諸物資の輸送は、すべて自動車に依存している。バス貨物自動車が主体となる為、当然道路に重点がしぼられ、熊本市を最短距離で結ぶ国道445号線、高森峠を越え阿蘇市につながる265号線、また宇城市松橋町を起点とし、本町を通り宮崎県延岡市に通じている国道218号線がある。

このような地理的条件から、梅雨期及び秋の台風期には、雨が多く台風進路如何によっては驚くべき豪雨出水をもたらす強風もしばしば来襲する。冬季には豪雪を見る事もあり、交通に障害を及ぼす事がある。

火災は季節風のときフェーン現象等による異常乾燥時に多く地理的条件、人為的条件などの要因と相重なって発生しており、特に大規模な林野火災が懸念される。

本町における主な災害は、以上の気象特性と急傾斜地帯の地盤脆弱性、森林の過伐及び山地の荒廃による風水害と火災、並びに火山性及び活断層による地震災害である。

## 第2章 災害予防計画

### 第1節 水害予防計画

#### 1. 治水対策

##### (1) 荒廃地対策

本町は、林野面積394.44km<sup>2</sup>で（国有林を含む）、本町総面積544.67km<sup>2</sup>の72%に当たり、緑川に注ぐ各河川は最上流水源地帯となっており、防災上重要な位置を占めている。地形は緑川を挟み北は外輪山、南は九州山地を嶺に溪谷著しく、林地の荒廃率は高く災害の危険性を内包している。

本町においては立木の乱伐を避けると共に、伐採跡地には、極力植林を進めると共に、原野にあって採草・放牧をしない所には植林を喚起する。

また、治水対策事業及び治水事業計画に重点的に盛り込み予防計画を樹立する。

## (2) 保安林整備対策

森林地帯は洪水時における土砂の流出、山腹の崩落が少なく水害予防上、大きな役割を果たしているが、過伐や災害によって破壊され、その機能が低下し、放置すれば防災機能を全く失い荒廃化する恐れがある。これらに対して過伐を防止すると共に、改植、補植、下刈り及び施肥等を実施して健全な保安林を育成する事により、森林の水源涵養機能及び土砂流出防止機能の維持増進を図り災害を未然に防止せねばならない。

## (3) 山地災害の原因と対策

本町の災害の主なものとは風水害であり、最近においても豪雨長雨による崖崩れ、山地崩落等幾多の災害が発生している。

台風にあつては、山林の手入れが行き届かず、ますますその被害を大きくしている。

崖崩れ、山崩れの主なる原因は大体次のような点があげられる。

- ① 無植林地帯の浸食作用による崩壊
- ② 山腹に地下表層があつて雨水の浸透が行われず増水しておきる崩落
- ③ 表層の下部に透水層があつて雨水の浸透が行われず不透水層に沿って滑落して起きる山崩れ
- ④ 溪流の侵食が進み、両岸山腹が不安定となつて起きる崖崩れ
- ⑤ 無植林状態の脆弱にして不安定な土地地盤の崩落
- ⑥ 不安定な地下水層に雨水が浸透して、その斜面に沿って起きる滑落

対策としては地質調査を実施し、ボーリング及び井戸による地下水を有効に排水し、地すべり防止等を行い災害防止に努める。

## (4) 水防法に基づく対応

町は、水防法（水防法第14条）に基づく洪水浸水想定区域の指定があつたときは、町地域防災計画において、次に掲げる事項について定めることとする。

### ア 洪水予報等の伝達方法

#### イ 避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

ウ 浸水想定区域内の地下街等で洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図ることが必要なもの、要配慮者利用施設（主として高齢者、障がい者、乳幼児等の要配慮者が利用する施設をいう。）で洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要なものについて、これらの施設の名称及び所在地なお、名称及び所在地を定めたこれらの施設については、町は、町地域防災計画において、当該施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する洪水予報等の伝達方法を定めるものとし、避難確保計画を作成していない要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、必要な指示等を行うものとする。



## 2. 砂防対策

### (1) 治水対策

本町の河川の多くは本町に源を發し豪雨の際は一時に土砂流となって流れ、耕地、人家、道路、及びその他に甚大な被害を与える恐れがある。

一部重要河川では、国県で砂防対策の工事が行われているが、その他の河川についても町として砂防治水対策を検討中であり、特に演習場荒廢に伴う地域内河川の予防及び復旧対策を国に強力に要請する。

## 3. 道路橋梁対策

### (1) 道路対策

山都町の道路延長は、次のとおりである。

国道 68, 243m 県道 189, 454m 町道 947, 539m

以上の膨大な延長であるが、多くの路線が崖崩れの恐れがあり逐次改良工事を行い側溝の整備、ブロック積、よう壁及びコンクリート吹付工事等によって防災対策を強化していく。

### (2) 橋梁対策

町内道路に架設された橋梁は338本であり、そのうち永久橋338本である。

橋梁については、平成25年度から34年度までに調査を実施したうえで、必要な橋梁を修繕していく予定。

## 第2節 土砂災害予防対策

### 1. 土石流対策

近年、地球温暖化などによる「局地的な集中豪雨」「台風の大規模化」により全国各地で大規模な土砂災害による甚大な被害が発生している。

町は県と連携を図り、土石流による災害を防止するため、土石流対策事業を推進するとともに、危険箇所への標識設置等による地域住民等への周知徹底及び警戒・避難に資する観測・監視体制の強化などを促進する。

特に、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（以下、土砂災害防止法）」第8条に基づき指定された土砂災害特別警戒区域（※建築物に損壊が生じ、住民に著しい危険が生じるおそれがある区域）に存在する既存の不適合住宅の移転を促進するために、町は、国、県と連携して危険性や移転促進のための制度情報の提供に取り組む。

なお、土石流、地すべり、急傾斜地崩壊（がけ崩れ）の発生により危険と思われる土砂災害の危険箇所は、土砂災害情報マップ（県ホームページの山都町管内）に示す土石流危険溪流、地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所である。

これら危険箇所について、土砂災害防止法に基づき土砂災害警戒区域等（※土砂災害警戒区域及び

土砂災害警戒特別区域をいう。)に指定された箇所は、土砂災害情報マップ(県ホームページの山都町管内)のとおりであり、これ以外にも県の基礎調査の結果の公表・通知を受けて、住民にハザードマップ等を配布・周知し、その他必要な措置を講じながら土砂災害のおそれがある場合の警戒避難体制を確立させる。

また、町地域防災計画において当該警戒区域ごとに次に掲げる事項について定めるものとし、町長は、円滑な警戒避難を確保するために必要な措置を講ずるものとする。

- i) 土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項
- ii) 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
- iii) 災害対策基本法第48条第1項の防災訓練として市町村が行う土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項
- iv) 警戒区域内に社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設であって、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地
- v) 救助に関する事項
- vi) 前各号に掲げるもののほか、警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項

さらに、まだ土砂災害警戒区域の指定に至らない土石流危険渓流についても災害対策基本法に基づき、町地域防災計画に土石流危険渓流における土砂災害に関する情報の収集及び伝達、予報又は特別警報、警報の発表及び伝達、避難、救助に関する事項について定めるものとする。

## 2. 地すべり防止対策

本町南部地区は、山岳地帯のため地すべりの発生があり、度々の災害を生じている。地質は蛇紋岩系で溶け易い為、長雨により地すべりを誘発しやすく大きな被害が予想され、常に地すべりに備え、住民退避について啓発の必要がある。また、治水・農地保全の観点から、地すべり、山崩れの防止事業の推進に積極的に取り組んでいく。

## 3. 山崩れ等防止対策

山崩れの主な原因は、地質、地形、降水の相互作用であり、特に本町は急傾斜地帯を多数有するので年次計画を立て防止対策を推進する。また本町の農地のうち急傾斜地帯に造成されたものは、降雨に弱く耕地の流出、崩壊の危険性が高い。

行き過ぎた開墾を防止しながら急傾斜地の危険箇所の調査を行い、山崩れ防止工事、集落移転事業を推進する。

## 4. 災害関連地域防災がけ崩れ対策

がけ崩れは、直接人家等に被害を及ぼすおそれがあるため、小規模であっても人命の損失に結びつくことが多い。したがって、がけ崩れが発生、もしくは発生するおそれが顕著な地域における安全性確保に万全を期するためには、小規模であっても地域防災上重要な箇所の復旧整備を重点的に推進する必要がある。このため、がけ地の崩壊等が発生している箇所について、がけ崩れ防止工事を行い、次期降雨等による再度災害を防止し、もって民生の安定を図ることを目的として対策を行う。

なお、対象となる危険箇所は、土砂災害情報マップ（県ホームページの山都町管内）に示す土石流危険溪流、地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所及び資料編のとおりである。

### 第3節 地域防災力強化計画

町民は、「自らの身の安全は自らが守る」という防災の基本に基づき、平時から災害への備えを心がけるとともに、自治振興区及び自主防災組織等における地域活動を通じて、地域の防災活動に積極的に参加するなどコミュニティづくりを進め、地域一体となった防災・減災体制の構築に努めるものとする。

また、町は、町民や事業者に対して自助・共助に関する啓発を行い、防災意識の向上を図るものとする。

#### 1. 自助

町民は、「自らの身の安全は自ら守る」、「自分でできることは自分で行う」ことが基本であることを認識し、次に掲げる平時の取組を進めるとともに、災害時には、早めの避難等、命を守る行動を取るものとする。

##### （1）平時の取組

###### ア 知識等の取得

- ・過去の災害の発生状況
- ・気象予報警報等の種別と対策
- ・防災訓練等への参加

###### イ 事前の確認

- ・指定緊急避難場所、指定避難所、避難路、避難方法、災害危険箇所
- ・家族等との連絡方法や集合場所
- ・就寝場所の安全確認
- ・災害情報の入手方法
- ・近隣の井戸の位置等の確認
- ・防災行政無線個別受信機等のスイッチ確認

###### ウ 事前の備え

- ・地震保険等の加入、住宅の耐震化、家具の固定、ブロック塀の補強
- ・防災情報メールサービスへの登録
- ・最低3日分（推奨1週間分）の食料、飲料水、生活必需品の備蓄（※日常備蓄を含む。）

※日常備蓄：日頃利用している食料品や生活必需品を少し多めに購入して備蓄する方法

- ・非常持ち出し品（非常食品、飲料水、毛布、健康保険証、お薬手帳、着替え、懐中電灯、ラジオ等）の準備

※薬の服用の有無など家族の状況に応じて非常用持ち出し品を準備する。（粉ミルク、オムツ、生理用品、常用薬、アレルギー対応食など。）

## （２）予防的避難

台風や豪雨などによる災害は、気象情報等により、あらかじめ風速や予想される降雨量で、その危険性を予測することができる。

町民は、「いのち」を守ることを最優先するという考えのもと、危険が差し迫っていない昼間（日没前の明るいうち）に早期の自主的避難を心がけなければならない。

## ２．共助

町民は、「自分たちの地域は自分たちで守る」、「地域で出来ることは地域で行う」ことが基本であることを認識し、平時から自治振興区や自主防災組織・事業所等における地域活動を通じて、地域の防災活動に参加するなど積極的なコミュニティづくりを進めるとともに、次に掲げる平時及び災害時の活動を行うよう努めるものとする。

### （１）平時の活動

ア 防災に関する知識の普及

イ 地域一体となった防災訓練（町と連携した訓練等）の実施

- ・避難勧告等の地域への情報伝達訓練
- ・被害状況（地域住民の安否確認を含む。）の把握、町への情報伝達訓練
- ・避難行動要支援者等に対する避難支援訓練
- ・避難所の運営訓練
- ・消火訓練 等

ウ 情報の収集伝達体制の整備

エ 火気使用設備器具等の点検

オ 防災用資器材等の備蓄、管理及び使用方法の確認

カ 危険箇所の点検・情報共有

- ・地域の見廻り
- ・地域防災ハザードマップの作成
- ・避難行動要支援者の把握
- ・地域内にある他組織との連携促進

### （２）災害時の活動

- ア 地域内の被害状況等の情報収集・町への伝達
- イ 出火防止・初期消火の実施
- ウ 地域内における避難勧告・指示等の情報伝達
- エ 地域住民相互による安否確認及び避難誘導
- オ 避難行動要支援者等に対する避難支援
- カ 救出・救護活動への協力
- キ 避難所の運営
- ク 見廻り等による避難所以外の避難者の情報の把握
- ケ 避難所における給食・給水及び物資配布等の協力

### 3. 事業所による防災活動

- (1) 事業所は、町の防災訓練や地域の自主防災活動等へ積極的に参加する等、平時から地域住民とコミュニケーションを図るものとする。特に、要配慮者利用施設においては、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成するとともに、訓練等を行うものとする。

また、災害発生時に速やかに避難行動をとり、避難後の避難所運営の手助けを行う等、自助・共助に基づく自発的な地域内の防災活動を行うよう努める。

- (2) 事業所は、災害時に事業所の果たす役割（従業員等の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、災害時に業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう努めるものとする。

- ア 防災体制の整備
- イ 防災訓練の実施
- ウ 施設の耐震化
- エ 復旧計画策定、災害時の各種計画の点検・見直し
- オ 電気・水道・ガス等の重要なライフラインの供給停止への対応
- カ 取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続に必要な取組みを継続的に実施

- (3) 食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関など災害応急対策等に係る業務に従事する事業所等は、町との協定の締結や防災訓練への参加等により、防災施策の推進に協力するよう努めるものとする。

- (4) 要配慮者利用施設の避難訓練等の状況の確認

町は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画の策定状況や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努めるものとする。

## 第4節 防災知識普及計画

### 1. 計画の方針

台風、大雨などによる災害を最小限に食い止めるためには、町及び防災関係機関による災害対策の推進はもとより、町民一人ひとりが日頃から災害についての認識を深め、自らを守るとともにお互いに助け合うという意識と行動が必要である。

このため町及び防災関係機関は、国の「災害被害を軽減する国民運動の推進に関する基本方針（平成18年4月21日中央防災会議決定）」を踏まえ、自らの職員及び町民に対し、災害に関する正しい知識や災害予防・災害応急措置等の防災知識の普及徹底を図り、防災意識の高揚を図るものとする。

なお、防災知識の普及は、災害予防・災害応急措置の実施の任にある各機関が、それぞれ普及を要する事項について単独又は共同して行うものとする。その際には、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等（以下「要配慮者」という。）への対応や男女双方の視点等に配慮するものとする。

また、町は、教育機関、民間団体等との密接な連携の下、防災に関するテキストやマニュアルの配布、有識者による研修や講演会、実地研修の開催等により、防災教育を実施するものとする。

### 2. 職員に対する防災教育

台風、大雨などの災害発生時に地域防災計画の実行上の主体となる職員には、災害に関する豊富な知識が必要とされるほか、これらの知識に基づく適切な判断力が求められる。

このため、町は、防災業務に従事する職員に対して次の防災教育を実施し、職員の災害に関する知識の習得及び判断力の養成を図り、防災体制の確立等防災活動の円滑な推進を図るものとする。

また、日頃、防災業務に従事しない職員に対する研修会の実施などを通じて、組織全体の防災対応能力向上に努めるものとする。

#### (1) 教育の内容

- ① 町地域防災計画及びこれに伴う各機関の防災体制と各自の任務分担
- ② 非常参集の方法
- ③ 各種災害の原因、対策等の科学的、専門的知識
- ④ 過去の主な被害事例
- ⑤ 防災関係法令の運用
- ⑥ その他必要な事項

#### (2) 教育の方法

- ① 講演会、研修会等の実施
- ② 防災活動の手引き等印刷物の配布
- ③ 見学、現地調査等の実施

### 3. 一般住民に対する防災知識の普及の方法

防災知識の普及に当たっては、次の媒体を利用して行うこととし、報道機関等の協力を得るとともに、ビデオ、疑似体験装置等の活用に努めるものとする。さらに、工場災害防止運動、交通安全運動等の災害安全運動のなかに自然災害時における避難救助計画を加味して運動を実施するなど、できるだけ機会をとらえて関係職員及び住民に対する防災知識の普及徹底を図るものとする。

また、等要配慮者への対応や男女双方の視点にも十分配慮するものとする。

#### (1) 町広報媒体等の利用

広報誌等の印刷物、新聞、テレビ、ラジオ、インターネット、町ホームページ等

#### (2) パブリシティ活動の展開

報道機関への情報提供

#### (3) 映画、スライドの利用

#### (4) 広報車の巡回

#### (5) その他講習会、展覧会等の開催

### 4. 一般住民に対する防災知識の普及の内容

#### (1) 町地域防災計画の概要

災害対策基本法第42条第5項に基づく「町地域防災計画」要旨の公表は、防災会議事務担当課（総務課）が町ホームページにおいて行い、適宜周知を図るものとする。

#### (2) 災害予防及び応急措置の概要

災害の未然防止又は軽減が、一般住民等に対する予防知識の普及によって、十分図り得る事項については、予想されるそれぞれの災害シーズン前に周知徹底するよう努めるものとする。

前述の普及事項は、おおむね次のとおりである。

##### ① 火災予防の心得

##### ② 気象予警報等の種別と対策

##### ③ 災害危険箇所の認識

##### ④ 台風襲来時の家屋の保全方法

##### ⑤ 農林水産物に対する応急措置

##### ⑥ 最低3日分の食料、飲料水、携帯トイレ、トイレトペーパー等の備蓄

##### ⑦ 非常持出品（非常食品、飲料水、毛布、健康保険証、お薬手帳、着替え、懐中電灯、ラジオ等）の準備

##### ⑧ 夕方明るいうちからの予防的避難

##### ⑨ 寝所位置等の確認（斜面崩壊対策等）

##### ⑩ 防災行政無線戸別受信機の電源スイッチの確認

##### ⑪ 避難先及び避難方法

##### ⑫ 避難が困難な場合の対応（深夜の豪雨など）

⑬ 家庭動物との同行避難及び避難所での飼養の準備

⑭ 防疫の心得及び消毒方法等の要領

⑮ 災害時の心得

⑯ 自動車運転者のとるべき措置

## 5. 学校教育における防災知識の普及

町は、学校における体系的な防災教育に関する指導内容の整理、防災教育のための指導時間の確保など、防災に関する教育の充実に努めるものとする。

また、学校において、外部の専門家や保護者等の協力の下、防災に関する計画やマニュアルの策定が行われるよう促すものとする。

### (1) 児童生徒等に対する防災知識の普及

学校における防災知識の普及は、安全教育の一環として児童生徒等及び教職員の生命、身体の安全を守るため行うものである。

防災知識の普及は、各教科、特別活動における指導も含め、学校教育活動全体を通して行うものであり、その内容や指導の方法については、次の内容を中心に、学校の種別や児童生徒等の発達段階に応じて工夫を行い、実態に即した防災知識の普及を行うものとする。

① 災害時の身体の安全確保の方法

② 災害時の自助、共助、公助の考え方とそれぞれの役割

③ 風水害等災害発生のおそれ

④ 防災対策の現状

なお、風水害等の災害が発生した場合において、自らの命を守るため主体的な行動がとれるよう、住んでいる地域の特徴や過去の災害の教訓等について防災教育の中に取り入れるとともに、災害を想定した避難訓練等を実施するものとする。

また、災害時の保護者への児童の引き渡し方法について、あらかじめ検討し、周知するものとする。

### (2) 指導者に対する防災知識の普及研修会等を通じて、指導者の資質向上を図るものとする。

## 6. 災害時、地域において学校の果たす役割

大きな災害発生時には、学校は緊急避難所となるため、避難所開設・運営の初期段階において学校の教職員は、行政職員とともにその対応を行う必要がある。

災害時の避難所開設・運営について、行政、学校、地域でその対応策を検討し、マニュアルを作成する。

学校と地域合同の避難訓練と連動して避難所開設・運営の訓練に努めるものとする。（例：炊き出し等訓練）

学校は普段から行政、地域、学校の三者が一体となった取組を続けて行うことが重要である。（行政、地域、学校の防災に対する協力体制の整備）

## 7. 防災知識の普及の時期



町及び防災機関は、「防災週間」、「防災とボランティア週間」等普及の内容により最も効果のある時期を選んで、適宜、防災避難訓練を実施するなど防災知識の普及啓発を行うものとする。

#### 8. 災害教訓の伝承

町は、過去に起こった大災害の教訓や石碑・モニュメント等の持つ意味を後世に伝えていくよう努めるものとする。

また、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うとともに、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、住民による災害教訓を伝承する取組みを支援するものとする。

### 第5節 自主防災組織等育成計画

災害からの被害の軽減や安全・安心を確保するためには、行政による公助はもとより、町民一人一人の自覚に根ざした自助、身近な地域コミュニティ等による共助が重要であり、個人や家族、地域、企業、団体等様々な主体が防災・減災のための行動をとることが必要である。

特に、地域住民による自主的な防災活動を行うための組織である自主防災組織や事業者、団体等の自主的な初期防災活動が被害拡大を防止するためには極めて重要である。

本計画は、住民の※隣保協同の精神と連帯感に基づく防災組織の充実強化を図り、防災意識の高揚並びに人命の安全確保に資する自主防災組織の結成・活動を促進することで、大規模な災害、事故等に備えるものである。

※隣保協同とは複数（行政・住民・地域・組織等）のものが、役割を分担しながら、同じ目的のために協力し合うこと。

#### 1. 自主防災組織の方針

地震、風水害等の大規模災害が発生した場合、通信・交通の途絶等により防災関係機関の活動が著しく制限され、十分な住民支援が出来ないことが予想される。

このような場合には、地域住民が協力し合い、組織的に防災活動を行うことが、住民の生命・身体・財産を守る主要な力となり、この活動が最大限の力を発揮できる体制を確立しておくことが、被害の軽減を図るうえで、極めて重要である。

このため、地域住民による防災活動を担う組織「自主防災組織」の結成を促進する。

(1) 町民は、自らが被害の防止・軽減を図り、「自分たちの地域は自分たちで守る」、「地域でできることは地域で行う」ことを目的として、地域住民による自主防災組織づくりを積極的に進める。

また、町民は、平時から、防災訓練をはじめとする自主防災組織の活動に積極的に参加するとともに、地域の防災活動における自らの役割を自覚し、防災知識の習得に努める。

(2) 町は、県や消防などの関係機関と連携しながら、その結成を主体的に促進するとともに、自主

防災組織の育成、強化に関して必要な支援、助言及び指導等を行うものとする。

また、自主防災組織と消防団や事業者等との連携体制の構築に努めるとともに、災害時に自主防災組織と連携して地域住民の安否確認や避難行動要支援者等の避難支援、避難所の自主運営等が円滑に行われるよう、平時からその活動状況を把握するとともに、訓練等を通して連携体制を確保するものとする。

## 2. 地域住民等の自主防災組織

### (1) 組織の編成単位

- ① 住民が連帯感に基づいて、防災活動を行うことが期待できる規模であること。
- ② 住民の基礎的な日常生活圏域としての一体性をもっている地域であること。

### (2) 組織づくり

既存の自治振興会等の自治組織を自主防災組織として育成することを基本とし、次のような方法により組織づくりをするものとする。その際、女性の参画の拡大や防災士等の活用に努めるものとする。

- ① 自治振興会等の自治組織の活動の一環として防災活動を組み入れることにより自主防災組織として育成する。
- ② リーダー研修会の実施、モデル地域の紹介等を通じ、防災知識の啓発を行い、防災士等の自主防災組織の中心となるリーダーを育成することにより、自主防災組織の活動活性化を図る。

### (3) 活動計画の制定

組織の効率的な活動を推進するため、地域の規模、特性を充分生かした具体的な活動計画を制定するものとする。

### (4) 主な活動内容

#### ① 平常時の活動

- ア 防災に関する知識の普及
- イ 防災訓練の実施
- ウ 火気使用設備器具等の点検
- エ 防災用資機材等の備蓄及び管理
- オ 緊急連絡網の作成

#### ② 災害時の活動

- ア 情報の収集及び伝達
- イ 出火防止、初期消火の実施
- ウ 避難誘導
- エ 救出救護
- オ 給食給水

## 第6節 火災予防計画

火災の未然防止を期する為には、全町民が予防消防に徹するとともに、消防力の強化を図る事が肝要である。

### 1. 火災予防思想の普及徹底

#### (1) 火災予防運動

国民生活の向上に伴い、火災は年々増加・多様化傾向にあり火災を未然に防止するためには、日頃より予防消防に徹し、防火対策を強力に推進することが必要である。

本町においては、上益城消防組合との連携を保ちながら自主防災組織の消火訓練、防火知識の普及および小中学校、保育園等の避難誘導訓練等を実施する。また全国一斉に行われる火災予防運動にあわせ、防災無線及び広報車による広報、懸垂幕の掲示及び模擬火災訓練等を行い、防火思想の普及徹底に努める。

#### (2) 予防査察

火災予防運動期間には、特に消防団員及び自主防災組織と合同防火診断を実施し、予防消防の確立に万全の体制を整える。

#### (3) 危険物火災予防

危険物取扱所等の施設には、消火設備機械器具等を常時完備しておくと共に予防査察の励行、火災危険物の安全管理に努めるよう指導する。

### 2. 消防力の充実強化

本町の地形及び現況にかんがみ消防施設の整備及び人的消防力である消防団員の確保と、教養訓練の徹底により消防力の充実、強化を図るものとする。

#### (1) 方針

①消防の近代化及び機動化に即応し、消防力の基準にしたがって編成し指揮命令系統が確立できるように消防団組織を活性強化する。

②小型動力ポンプ付積載車は各分団に配置しているが、地域の特性に応じた施設の整備を図る。

③水利不十分な地区が多いため、必要に応じ防火水槽や消火栓の設置を行い防火消火能力の向上を図る。

#### (2) 団員の教養訓練

山都消防署の指導による幹部、機関担当員及び新入団員講習の実施、さらには消防学校への入校により、団員の資質向上を図る。

また、機能別消防団については、機械操作等の訓練を行い、初期消火に努めるものとする。

### 3. 森林原野火災

#### (1) 予防措置

林野火災の原因を調べてみると、その殆どが人為的であるので、火災予防思想の普及と林野に対する防火施設設備の設置を行う。そのため次のような事を重点とし取り上げる。

①森林火災予防思想の普及と指導を行う。

- イ. 各種機関を通じて火災予防の広報を行う。
- ロ. 林道、牧道沿いに火災予防の標板制札等を掲示して火災予防心を喚起する。
- ハ. 火災警報発令時においては、その周知徹底を図る。
- ニ. 火入れ許可（森林法第21条第1項）の厳正なる実施及び監督

②防火施設

- イ. 消火器具（可搬式散水装置、チェーンソー、ナタ、カマ、簡易小型動力ポンプ等）の設置
- ロ. 林野火災用防火水槽の設置
- ハ. 林野火災の予防及び消火技術の研修訓練を実施する。

## 第7節 防災訓練計画

町及び防災関係機関は、地域防災計画等の習熟、関係機関の連携体制の強化、住民の防災意識の高揚を図ることを目的に、関係機関の参加と住民その他関係団体の協力を得て、大規模災害を想定した訓練を実施するものとする。

### 1. 総合防災訓練

可能な限り防災関係機関や地域住民等の協力を得て、県の総合防災訓練に準じて訓練を実施するものとし、町単独実施が困難な場合は、近隣の町と合同で訓練を実施するなど、極力定期的に実施するものとする。

### 2. 個別防災訓練

町及び各防災関係機関は、単独又は共同で次の個別防災訓練を繰り返し実施し、各機関の災害対応能力の向上を図るものとする。

- (1) 参集（非常呼集）訓練
- (2) 災害対策本部等設置訓練
- (3) 情報収集伝達（通信）訓練（津波情報伝達訓練）
- (4) 水防訓練
- (5) 消防訓練
- (6) 避難（誘導）訓練
- (7) 救出・救護訓練
- (8) 輸送訓練
- (9) その他必要な訓練

### 3. 住民等の訓練

大規模地震発生直後においては、地域住民の自主防災組織や事業所の自衛消防組織等による救出・救護、初期消火、避難誘導等の活動に期待するところが大きく、これらの防災組織が災害発生時に適切な活動が行えるようにするためには、日頃からの訓練の積み重ねが必要である。このため、町及び

消防・防災関係機関は、これらの防災組織訓練について必要な助言及び指導を行うものとする。

#### 4. 訓練の時期・場所等

##### (1) 訓練の時期

最も訓練効果のある時期を選んで実施する。

##### (2) 訓練の場所

訓練の内容・規模により、最も訓練効果をあげ得る場所を選んで実施する。

##### (3) 住民参加を求める場合の留意事項

実施訓練に住民参加を求める場合は、高齢者、障害者、外国人、乳幼児等災害弱者に十分な配慮を行う。

##### (4) 訓練の検証

防災訓練の実施後は、訓練結果の事後評価を通して課題を明らかにし、その改善に努めるものとする。

### 第8節 防災関係機関等における業務継続計画

町及び防災関係機関は、大規模災害時においても災害対応等の業務を適切に行うため、業務継続計画（BCP）を定めるものとする。

なお、町は、災害時に災害応急対策や復旧・復興の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画（BCP）の策定等に当たっては、次の事項を盛り込むものとする。

- (1) 組織の長が不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制
- (2) 本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定
- (3) 電気、水、食料等の確保
- (4) 災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保
- (5) 重要な行政データのバックアップ
- (6) 非常時優先業務の整理

また、当該計画の実効性を確保するため、地域の特性等を踏まえつつ、食料・物資などの資源の確保、定期的な教育・訓練・点検等を実施し、必要に応じて適宜見直しを行うものとする。

### 第9節 受援計画

町及び防災関係機関は、災害の規模等に応じて他の地方自治体等からの応援職員が円滑に災害時の応急・復旧業務を遂行できるよう、国の「地方公共団体のための災害時受援体制に関するガイドライン」等を参考に、受援計画を策定するものとする。

受援計画の策定に当たっては、町において次の事項について定めておくものとする。

平時から民間の企業やボランティア団体等も含め、顔の見える関係を構築するとともに、応援の受け入れを想定した訓練を行い、結果を踏まえ災害対応業務の実行性を確保するよう計画の継続的な見直

しを行うものとする。

(1) 総括（共通）

ア 応援要請の手順

イ 受援体制

(ア) 受援組織の設置

(イ) 受援組織の構成、役割

ウ 応援の人的・物的資源の管理体制

(2) 人的支援

ア 受援対象業務の整理

(ア) 応援職員（勤務公署以外に自主登庁した職員を含む。）

が行う業務の明確化

(イ) タイムラインによる受援対象業務の全体像の整理

(ウ) 業務毎のマニュアルの整備、必要な資格、業務の実施時期、人員数等の整理

イ 応援職員の活動環境の確保

応援職員の活動に必要な資機材（通信・OA機器、交通手段、燃料）、水・食料、宿泊場所の確保

(3) 物的支援

ア 調達先の確認・確保、要請手順

イ 受入拠点の確保

ウ 受入れに必要な人員・資機材の確保等受入体制

エ 避難所等への物資配送に必要な物流事業者等の確保

## 第10節 公共施設等災害予防計画

生活に密着した公共施設等が被災した場合、町民の生活の維持に重大な支障を来すことが予想され、その影響は極めて大きいため、施設の耐災化及び機能強化等を図るものとする。

また、施設が被災した場合に備え、過去の災害時における復旧のプロセスやノウハウについて、あらかじめ、県、市町村、関係機関における共有を図るものとする。

さらに、これらの施設が、災害時において災害対応の拠点となることも想定し、必要に応じ、防災機能の強化を図るものとする。

## 第 3 章 災 害 応 急 対 策

### 第1節 組織計画

災害の発生する恐れ、又は発生した場合において応急対策を実施する為の組織は、次の通りである。

## 1. 山都町の災害対策系統

災害が発生する恐れ、又は発生した場合に、町長は必要があると認めるときは山都町災害対策本部を設置して防災の推進を図る。

なお、山都町防災対策会議を構成する関係機関等は町内における災害対策の総合的かつ計画的推進を図るため、山都町災害対策本部と緊密に連絡協調に努めるものとする。

## 2. 山都町災害対策本部

山都町災害対策本部の組織及び編成等は、「山都町災害対策本部条例」及び「山都町災害対策本部規程」等の定めるところによるが、概要は次のとおりである。

### (1) 組織編成及び分掌事務

#### ① 組織及び編成

本 部 (山都町役場内)	本 部 室 (山都町役場内)
本 部 長 町 長	
副 本 部 長 副町長	
本 部 員 教育長	室 長 総務課長
各課長	次 長 企画政策課長
各支所長	室 員 総務課係員
消防団長	

#### ② 災害対策本部内に本部会議を置く。

本部会議の議長は、本部長とする。

本部会議は、次の事項を協議する。

イ. 災害予防及び災害応急対策の策定に関する事項

ロ. 自衛隊の派遣要請に関する事項

ハ. 災害救助法の発動に関する事項

ニ. その他重要事項

#### ③ 災害対策本部に本部室及び対策部を置く。

イ. 本部室の所掌事務

A. 本部会議に関する事項

B. 災害情報の収集及び伝達に関する事項

C. 被害状況報告及び公表に関する事項

D. 各課及び関係機関との連絡調整に関する事項

E. 災害応急対策事務命令に関する事項

F. その他本部長の指示する事項

ロ. 対策部

- A. 本部長は、本部の事務を分掌して推進するため対策部を置く。
- B. 対策部に対策部長、班長及び班員を置く。
- C. 対策部長は各課長をもって当て、班長及び班員は職員の中から本部長が指名する。

④ 災害対策本部の分掌事務

災害対策本部員（対策部長を置いた場合は対策部長となる。）の分掌事務は、おおむね次の通りとする。

部	部長	班名及び班長	分 掌 事 務
総務対策部	企画政策課長 総務課長	<b>危機管理対策班</b>  防災係長 (総務係長)	1. 災害対策本部会議に関する事項 2. 避難勧告、その他災害の周知、広告に関する事項 3. 災害情報の収集及び伝達に関する事項 4. 被害状況等の報告及び公表に関する事項 5. 被災者台帳整備に関する事項 6. 防災行政無線の運用及び情報周知に関する事項 7. 町内各種機関との連絡調整に関する事項 8. 自衛隊等の派遣要請に関する事項 9. 災害応急措置業務命令に関する事項 10. 消防団の活動に関する事項 11. 災害時の公安警備に関する事項 12. 交通の指導及び緊急輸送の確保に関する事項 13. 災害の応急対策の実働に関する事項 14. 被害者の緊急救助に関する事項 15. 災害応急措置について他部の連絡調整に関する事項 16. 他の班に属さない事項 17. 対策部共通事務及び班共通事務に関する事項



		<p><b>総務班</b></p> <p>総務係長 財政係長 人事給与係長 企画係長 情報係長 復興推進室長</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 避難所開設に関する事項</li> <li>2. 本部長、副本部長の災害視察に関する事項</li> <li>3. 本部長等に係る災害調査団等に関する事項</li> <li>4. 本部長等に係る災害見舞者の応接に関する事項</li> <li>5. 関係省庁との連絡調整に関する事項</li> <li>6. 職員参集状況及び被災状況（安否確認、被害）に関する事項</li> <li>7. 職員の配置、給与、厚生（生活支援）に関する事項</li> <li>8. 災害応急対策等の予算編成に関する事項</li> <li>9. 他の者の応援を受け、又は他の者を応援する場合の受援・応援に関する事項</li> <li>10. 緊急輸送車両の許可申請、調達及び運用管理に関する事項</li> <li>11. 道路被害に伴う、コミュニティバス運行の調整に関する事項</li> <li>12. 報道機関との連絡及び災害状況報告に関する事項</li> <li>13. 災害情報（気象含む）の収集に関する事項</li> <li>14. 災害写真（アーカイブ）に関する事項</li> <li>15. 復興基本計画に関する事項</li> <li>16. 対策部共通事務及び班共通事務に関する事項</li> </ol>
福祉 衛生 対策 部	福祉課長	<p><b>福祉班</b></p> <p>福祉係長 高齢者支援係長</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 災害救助法に関する事項</li> <li>2. 被災者再建支援に関する事項</li> <li>3. 慶弔金・見舞金等に関する事項</li> <li>4. 義援金の配分に関する事項</li> <li>5. 要配慮者の保護収容に関する事項</li> <li>6. 民間賃貸住宅（みなし仮設住宅）の入居に関する事項</li> <li>7. 対策部共通事務及び班共通事務に関する事項</li> </ol>
	健康ほけん課長	<p><b>医療対策班</b></p> <p>健康づくり係長 国民年金係長</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 被災者の健康管理に関する事項</li> <li>2. 医療機関等との連絡調整、医療関係者の動員及び配置に関する事項</li> <li>3. 医薬品、衛生材料、搬送車両の確保及び搬送に関する事項</li> <li>4. 福祉避難所開設及び避難所運営に関する事項</li> <li>5. 災害時の保健衛生管理に関する事項</li> <li>6. 対策部共通事務及び班共通事務に関する事項</li> </ol>
	病院事務長	<p><b>病院総務班</b></p> <p>病院総務係長 病院医事係長</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 町民等への医療活動に関する事項</li> <li>2. 対策部長が定める所掌事務に関する事項</li> <li>3. 対策部共通事務及び班共通事務に関する事項</li> </ol>

	山 の 都 創 造 課 長  地 籍 調 査 課 長	<b>救援物資班</b>  山の都づくり 推進室長 地籍調査係長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 物資需要の把握に関する事項</li> <li>2. 救援・支援（義援）物資の受入れに関する事項</li> <li>3. 救援・支援物資の要請及び受入れ調整、配分計画に関する事項</li> <li>4. 救援・支援物資等の配布、管理等に関する事項</li> <li>5. 対策部共通事務及び班共通事務に関する事項</li> </ol>
	税 務 住 民 課 長	<b>被害家屋認定班</b>  課税係長 徴収係長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 罹災証明及び被災証明に関する事項</li> <li>2. 被害家屋認定業務に関する事項</li> <li>3. 被災に係る税の減免等に関する事項</li> <li>4. 対策部共通事務及び班共通事務に関する事項</li> </ol>
環 境 対 策 部	環 境 水 道 課 長	<b>環境衛生班</b>  環境衛生係長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 災害時における環境対策に関する事項</li> <li>2. 災害ゴミ、生活ゴミ及びし尿等の収集・処理計画及び実施</li> <li>3. 被災住宅等の解体に関する事項</li> <li>4. 食品衛生に関する事項</li> <li>5. 応急仮設トイレの設置及び管理に関する事項</li> <li>6. 被災動物（犬・猫に限る）に関する事項</li> <li>7. 安置所の設置及び管理運営に関する事項</li> <li>8. 遺体収容、埋火葬、身元確認及び引渡し等に関する事項</li> <li>9. 対策部共通事務及び班共通事務に関する事項</li> </ol>
		<b>水道班</b>  工務係長 経理係長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 水道施設の被害調査に関する事項</li> <li>2. 被災地域に対する応急給水活動に関する事項</li> <li>3. 水道水源の確保及び水質管理に関する事項</li> <li>4. 水道施設の応急対応に関する事項</li> <li>5. 対策部共通事務及び班共通事務に関する事項</li> </ol>
商 工 観 光 労 働 対 策 部	山 の 都 創 造 課 長	<b>商工観光班</b>  商工観光係長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 商工業の被害調査及び集計・伝達、復興支援に関する事項</li> <li>2. 災害時特例等の金融支援及び相談に関する事項</li> <li>3. 観光者の非難及び支援等に関する事項</li> <li>4. 観光業の復興支援に関する事項</li> <li>5. 対策部共通事務及び班共通事務に関する事項</li> </ol>

農林対策部	農林振興課長	<b>農政対策班</b>  農政係長 農村整備係長	1. 農地及び農作物の被害額の調査及び復興支援に関する事項 2. 農地及び農業用施設等の災害復旧に関する事項 3. 関係業者の被害額調査及び復興支援に関する事項 4. 対策部共通事務及び班共通事務に関する事項
		<b>林政対策班</b>  林政係長	1. 林業の被害額の調査及び復興支援に関する事項 2. 山腹崩壊危険箇所、崩壊土砂流出危険箇所及び地すべり危険箇所に関する事項 3. 木材等の確保・調達及び輸送に関する事項 4. 対策部共通事務及び班共通事務に関する事項
土木住宅対策部	建設課長	<b>土木対策班</b>  土木係長 高速道路対策室長	1. 国・県・町道等の被害調査及び情報収集に関する事項 2. 町道及び河川の災害復旧に関する事項 3. 緊急輸送道路等の障害物の除去や交通規制に関する事項 4. 孤立集落の解消に関する事項 5. 国・県・町管轄の河川等の被害調査及び情報収集に関する事項 6. がけ地近接危険住宅箇所、宅地造成崩壊危険箇所及び地域防災がけ崩れ対策事業に関する事項 7. 急傾斜地崩壊危険箇所、土石流危険渓流及び地すべり危険箇所に関する事項 8. 対策部共通事務及び班共通事務に関する事項
		<b>住宅対策班</b>  維持管理係長 農地管理係長	1. 被災建物及び宅地の応急危険度判定に関する事項 2. 仮設住宅の建設、入居者選考、管理等に関する事項 3. 町営住宅の被害調査及び対応に関する事項 4. 被災者向け町営住宅の無償提供（一時入居）に関する事項 5. 被災住宅の応急修理に関する事項 6. 対策部共通事務及び班共通事務に関する事項

文教対策部	学校教育課長	<b>学校教育班</b> 学校教育係長	1. 児童・生徒の安否情報及び保護者との連絡調整に関する事項 2. 学校教職員の安否情報確認及び支援等に関する事項 3. 学校施設等の被害調査に関する事項 4. 教育機関等の再開計画に関する事項 5. 被災児童及び生徒への学用品の調達支給に関する事項 6. 学校の保健衛生に関する事項 7. 対策部共通事務及び班共通事務に関する事項
	生涯学習課長	<b>施設対策班</b> 生涯学習係長	1. 生涯学習施設及び体育施設等の災害応急対応及び被害報告に関する事項 2. 教育委員会管理施設の避難所開設及び管理運営に関する事項 3. 対策部共通事務及び班共通事務に関する事項
出納対策部	会計課長	<b>出納対策班</b> 会計係長 戸籍住民係長	1. 義援金の募集及び保管に関する事項 2. 災害援助金の出納に関する事項 3. 応急対応物品の購入及び出納に関する事項 4. 業務を遂行する職員等のための水、食料等の確保に関する事項 5. 対策部共通事務及び班共通事務に関する事項
応援対策部		※他の班に属さないもの	1. 他の対策部の応援業務

対策部共通事務	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 所管業務に関する災害情報の総務対策部への報告に関する事項</li> <li>2. 所属職員の参集状況、被災状況（安否確認、被害）等の総務対策部への報告に関する事項</li> <li>3. 対策部内の連絡調整に関する事項</li> <li>4. 対策部内の庶務に関する事項</li> <li>5. 対策部内の職員の配置運営に関する事項</li> </ol>
班共通事務	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 所管業務に関する災害情報の収集と集計及び対策部への報告に関する事項</li> <li>2. 所管施設等の被害状況把握と利用者の安全確保及び応急復旧対策の実施に関する事項</li> <li>3. 所管施設の災害時における目的外臨時使用に関する事項</li> <li>4. 所属職員の参集状況、被災状況（安否確認、被害）等の対策部への報告に関する事項</li> <li>5. 所管業務に関わる関係機関・団体（災害時協定含む）との連絡調整に関する事項</li> <li>6. 所管施設が避難所となった場合の開設、管理運営に関する事項</li> <li>7. 所管業務に関わる災害時要援護者対策に関する事項</li> <li>8. 所管業務に関する各班相互の連絡協力及び連絡調整に関する事項</li> <li>9. 所管業務に関わる被災者支援対策に関する事項</li> </ol>

※清和支所長、蘇陽支所長等各施設の管理者は、は管内の情報を収集し本部に報告する。また、其々本部対策部の関係所掌事務を併せて行うものとする。

※特に災害発生から72時間以内の対応で被災者の生死を分ける場合があるので、全職員で協力しながら対応にあたる。

※平時より大規模災害に備え、訓練等を通して連携体制を構築する。

### 3. 設置の基準

災害対策本部の設置基準は次のとおりである。

(1) 災害が発生し、又は災害の発生が予想され、その規模及び範囲からして本部を設置し、応急対策を実施する必要があるとき。

(2) 前記の外、著しく激である災害で応急対策を実施する必要があるとき。

\*本部の設置及び廃止は、必要な関係機関に通報するものとする。

## 第2節 動員計画

### 1. 動員体制の整備

関係機関並びに本町役場の各課長は、災害の恐れ、又発生した場合における災害応急措置を迅速か

つ確実に推進するため、所属職員の全部又は一部が直ちに応急措置に従事し始動されるよう体制を定め、所属職員に周知徹底しておくと共に、相互に協力するよう努める。

## 2. 役場職員の動員体制

### (1) 災害発生の恐れのある場合の動員

#### ① 関係課長による動員

災害処理に関係を有する課長は、次の発表若しくは指示（以下「発表等」という。）があった時

は、所属職員を必要に応じ応急措置のため配置し、気象予警報伝達計画に基づき注意報又は警報を

伝達すると共に、情報収集及び災害活動に当らせるものとする。このため災害処理に関係を有する課長は、職員の応急措置に関する担当事務をあらかじめ定め、周知徹底しておくものとする。

イ. 災害発生のある注意報又は警報あるいは特別警報が、熊本地方気象台又は福岡管区気象台から発表されたとき。

ロ. 町長が必要と認め指示したとき。

#### ② 総務課長による待機職員の指示等

総務課長は、災害発生の注意報、警報等の発表があった時は必要に応じ関係課長を招集し、情報を検討して待機職員の指示、その他応急措置を講ずると共に、町長に必要な進言を行うものとする。

### (2) 災害発生時における動員

① 課長は、災害が発生した場合は、所属職員の全部又は一部を指揮監督して災害応急措置に従事し、町長及び上司の命を受けて活動し得る体制を整えておくものとする。

② 災害対策本部が設置されたときは、本部長の命を受けて応急措置を講ずるものとする。

③ 職員は、災害が発生した場合は、すすんで上司と連絡を取り、又は自らの判断で参集し活動するように配慮するものとする。

④ 課長は、所属職員の召集又は連絡に当っては、最も迅速かつ的確な方法（電話等）をとるものとする。

### (3) 動員解除

動員の解除は、総務課長が指示する。

## 3. 職員の安全確認・健康管理等

町は、大規模災害発生後速やかに災害対策本部体制を確立するため、発災時に職員の安否確認等を円滑かつ確実に実施することとする。

また、災害対応を担う職員自身も被災者であることが多く、かつ、業務量の増大による精神的・身体的な負担が大きいことから、職員の勤務状況や健康状態を把握するとともに、職員が休養によって疲労回復を図れるよう、勤務時間や職員配置等について管理を徹底するものとする。

特に、大規模災害の発災直後から復旧・復興に至る過程において、全庁的に業務が増加することから、優先的に実施すべきものに絞って業務を実施するとともに、必要に応じ、全庁的な人員調整を行うものとする。

#### 4. 県の職員の応援

災害対策基本法第68条による知事に対する職員の応援要請は、県上益城地域振興局を通じて必要とする職員数、資機材の数量を通報するものとする。

#### 5. 国の機関の職員の派遣

災害対策又は災害復旧の為必要があると認めるときは、町長は、地方自治法第252条の17及び災害対策基本法第29条の規定により他の公共団体又は国の機関の職員の派遣を要請することができる。また、災害対策基本法第30条の規定により職員の派遣斡旋を求めることができる。

##### (1) 町における資材の提出

災害応急対策又は災害復旧のため、職員の派遣を受けた際の取扱いは、地方自治法第252条の17及び災害対策基本法第32条による。

##### (2) 災害派遣手当

災害派遣手当は、災害対策基本法第32条の規定により、手当を支給することができるが、支給の基準は、自治省告示（昭和51年3月自治省告示第118号）によるものとする。

##### (3) 派遣職員に対する給与及び経費の負担

- ① 国から派遣を受けた職員には、災害対策基本法施行令第18条による。
- ② 県から派遣を受けた職員には、地方自治法第252条第3項による。

### 第3節 自衛隊派遣要請計画

#### 1. 災害派遣要請基準

災害時における自衛隊法第83条の規定に基づく自衛隊派遣を要請する場合の基準は、次のとおりである。

- (1) 天災、地変その他の災害に際して、人命、身体又は財産を保護するため必要があると認められるとき。
- (2) 災害の発生が目前にせまり、これが予防に緊急を要するため自衛隊の派遣以外に方法がないと認められるとき。

#### 2. 災害派遣要領

##### (1) 町長等の派遣要求

- ① 自衛隊の派遣要求は、熊本県上益城地域振興局を通じて行うものとする。
- ② 自衛隊派遣を要求する場合は、次の事項を明確にするものとする。

イ. 災害の状況及び派遣を要求する理由

ロ. 派遣を必要とする期間

ハ. 派遣を希望する人員数

ニ. 派遣を希望する区域及び活動内容

ホ. 連絡場所、連絡責任者、宿泊施設等の状況等参考となるべき事項

(2) 派遣要求の変更手続き

派遣要求をした後において、派遣期間、人員、地域等を変更しようとする場合の手続きは速やかに行うものとする。

(3) 派遣部隊の撤収要求

派遣目的を達した場合又はその必要がなくなった場合は、速やかに派遣要求の要領に準じて撤収要求（撤収の理由及び期間）を行うものとする。

3. 派遣部隊等の処置

自衛隊派遣に対し、町長は、次の事項に留意すると共に、自衛隊の任務と権威を侵害することのないよう処置するものとする。

(1) 派遣部隊の宿泊施設又は野営施設の便宜を与えること。

(2) 自衛隊の任務を充分理解し、応急対策後の一般的復旧工事等については別途依頼すること。

(3) 自衛隊の作業に対し、町当局及び地域住民は、積極的に協力すること。

(4) 災害地における作業に関しては、町当局と自衛隊指揮官との間で十分協議して決めること。

4. 資機材の準備

自衛隊派遣に際し、使用する機材の準備については、次のとおりとする。

(1) 災害救助又は復旧作業等に使用する機械器具類は、派遣部隊の携行するものを除き、町において準備するものとする。

(2) 災害救助又は復旧作業等に使用される材料及び消耗品は、すべて町において準備するものとし、不足するものについては、派遣部隊で携行する材料及び消耗品を使用するものとする。

ただし、派遣部隊携行の使用材料及び消耗品は、すべて町に譲り渡すものではなく、災害の程度、その他の事情に応じて町において、でき得る限り返品又は弁償しなければならない。

5. ヘリコプター発着予定地一覧

人命救助又は救護物資の空輸、大規模火災の消火活動基地として、別紙のとおり予定地を定める。

## 第4節 気象予警報等伝達計画

本計画は、災害に関し、災害対策基本法、気象業務法に基づく注意報、警報等及び地震津波情報並びに水防法に基づく水防警報、消防法に基づく火災気象等を関係機関及び住民に迅速かつ確実に伝達するための通報系統及び要領を定めて、適切な防災措置の実施を期するものである。

1. 予警報等の区分

この計画にいう予警報とは、次のものをいう。

特 別 警 報 大雨・大雪・暴風・暴風雪



気象警報	大雨・洪水・大雪・暴風・暴風雪
気象注意報	風雪・強風・大雨・大雪・濃霧・雷・乾燥・霜・洪水
水防警報	国県指定河川については、洪水等による被害の発生が予想されるときは国土交通省及び県において警告を発するもの。
気象情報	台風、大雨その他の異常気象について、その状況を具体的に時系列で発表するもの
地震津波警報	震度速報・地震情報
火災気象通報	火災予防上危険と認められるときの気象台から知事への通報（湿度65%以下、風速7m以上）
火災警報	火災気象通報を受け、町長が一般に対して発する警報

## 2. 予警報の取扱い

町長は、各機関から伝達を受けた注意報及び警報を、本町防災計画の定めるところにより速やかに住民に周知するように努めるものとする。

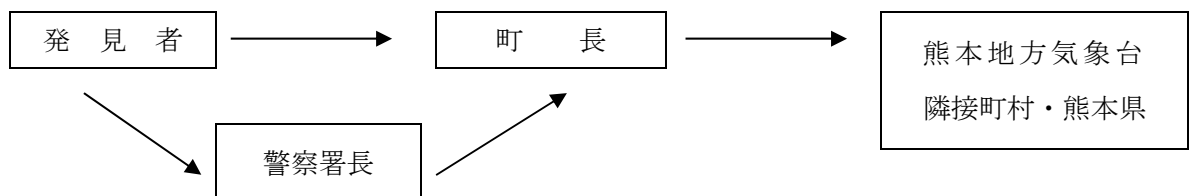
## 3. 異常現象発見時における取扱い

(1) 災害が発生する恐れのある異常な現象を発見した者は、直ちに町長又は警察官に通報するものとする。

(2) ここにいう異常現象とは、おおむね次に掲げる自然現象をいう。

強い竜巻・強い降ひょう・地震の群発、鳴動、山崩れ、地割れ・湧水の異常変化・火山の噴火など。

(3) 異常現象を発見した場合における通報は、次により迅速に通報するものとする。



## 第5節 通信設備利用計画

災害が発生する恐れがある場合又は災害が発生した場合における災害予防、警報の伝達若しくは被害状況の情報収集、その他応急措置等についての通信は、次により行うものとする。

1. 公衆電気通信施設の利用は、NTT電話により通信連絡する。緊急を要する連絡に当たっては「災害時優先電話」をもって関係機関に通報する。

### 2. 無線通信施設の利用

防災行政無線が設置されている関係機関相互において通信を行うものとする。

3. すべての通信施設が途絶した場合は、各種の交通機関を利用し、又は徒歩により連絡するものとする。

#### 4. 通信の優先順位

災害のため緊急を要する事項を内容とする通信を最優先する通話の内容は、次のとおりである。

##### (1) 水防機関

洪水が発生し、若しくは発生する恐れがある旨の通報又はその警戒若しくは予防のため緊急を要する場合

##### (2) 消防救急機関

災害の予防、救援、応急対策又は人命救助等緊急を要する場合

#### 5. 通信施設の種類及び設置場所は、次のとおりである。

種 別	設 置 場 所	備 考
N T T 電 話	山都町役場	
防 災 行 政 無 線	山都町役場及び山都町一円	役場から各世帯へ
	山都町及び 山都町消防団（蘇陽方面隊）	県⇄町⇄公用車・消防団車両
県 防 災 行 政 無 線	山都町役場	衛星・地上
警察電話・警察庁無線	警察署及び各駐在所	

### 第6節 情報収集及び被害報告取扱計画

災害対策基本法及び他の法令等の規定に基づく災害の情報収集並びに被害状況報告（以下「被害報告」という。）の取扱いについては、次に定めるところによって行うものとする。

#### 1. 実施責任者

町長は、管内の被害報告を収集し、県及びその他の機関に通報又は報告を行うものとする。

#### 2. 被害報告責任者

町長は、被害報告が迅速かつ的確に処理できるように下記により被害報告責任者を定めておくものとする。

総務課防災係員より1名又は代理者1名

#### 3. 被害報告等の調査

被害状況の調査に当たっては、次の事項に留意して行うものとする。

- (1) 被害状況の調査に当たっては、関係機関相互に連絡を取り、調査脱漏、重複調査のないよう充分留意すること。
- (2) 被害世帯、人員等についての詳細な調査は、現地調査の他住民登録等を照合して的確を期する。
- (3) 事前に被害調査の担当及び班を定め、正確、迅速な調査ができるよう配慮しておくこと。

#### 4. 防災関係機関の協力関係

町のほか県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び防災上重要な施設の管理者

は、相互に被害報告等の取扱いについて連絡するものとする。

#### 5. 被害の報告

##### (1) 各対策部の収集した被害の情報について

速やかに総務対策部長へ報告するものとし、総務対策部は、各対策部が収集した被害の情報を取りまとめ、常に被害状況を把握しておき、必要に応じて町長及び各対策部に報告し並びに一般住民へ周知を行うものとする。

(2) 消防組織法（昭和22年法律第266号）第22条の規定に基づき町長が県知事に対して行うべき必要な報告は、総務対策部が行うものとし、報告についてその形式及び方法は熊本県地域防災計画の定めるところによる。

なお、参考までに熊本県防災計画でおおむね定める報告すべき災害とは、次のとおりである。

- A. 災害救助法の適用基準に合致するもの。
- B. 町が災害対策本部を設置したもの。
- C. 災害は当初は軽微であっても今後拡大発展する恐れのあるもの。
- D. 災害による被害に対して、国の特別の財政援助を要するもの。
- E. 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響から見て報告する必要があると認められるもの。

### 第7節 広報計画

町内の災害時における情報及び被害状況等を、報道機関その他を通じて速やかに関係機関並びに住民に周知徹底するための計画は、次に定めるところによる。

#### 1. 実施機関

災害対策基本法の定められている災害応急対策責任者（法第50、51条）は、それぞれの分担事務又は業務について、広報活動に努めるものとする。

#### 2. 実施機関の相互の連絡

各実施機関は、相互に情報の通報及び交換を行うよう努めるものとする。

#### 3. 広報活動

(1) 総務対策部は、各対策部から収集した広報資料を編集し、広報活動を行うものとする。広報事項は、あらかじめ災害対策本部長の承認を得て行わなければならない。

部	班	連絡方法	広報対象
本部長及び副本部長  総務対策部	総務	口頭、文書、電話 庁内放送	報道機関等 役場内
	企画	広報事業	一般住民
	・	広報誌	
	広報	防災行政無線及び広報車等 情報通信技術(ICT)の活用	一般住民及び被害者等

## (2) 一般住民に対する広報

### ① 災害発生前の広報

災害の規模、動向、今後の予想を検討し、これに対処するため被害の防止等に必要な注意事項を取りまとめ、防災行政無線及び広報車等を利用し広報活動を実施する。

### ② 被害発生後の広報

被害の推移、避難準備及び避難の指示、応急措置の状況が確実に行きわたるように、広報を行うものとする。具体的には、電力、水道等の復旧の状況、交通機関の運行の状況、河川の水防活動、災害救助活動などに重点をおき、人心の安定と激励を含め、沈着な行動を要請するなどの広報活動を防災行政無線及び広報車等を利用し、迅速かつ的確に実施する。

## (3) 広報写真の収集

報告、記録等に供する写真は、総務対策部の企画・広報班が担当し、各対策部が撮影した写真を収集すると共に写真係を派遣し被害写真等を作成する。

また民間人が撮影した写真についても極力活用する。

## 第8節 応急措置計画

### 1. 町長の応急措置

#### (1) 応急実施責任

町長は、本町に災害が発生し、又はまさに発生しようとしているときは、法令若しくは防災計画の定めるところにより災害の発生を防御し、又は拡大を防止するため必要な応急措置を速やかに実施するものである。(基本法第62条1項)

#### (2) 消防機関の出動要請等

町長は、災害が発生する恐れがあるときは、消防機関に出動の準備をすることを要請し、若しくは求める。又は警察官の出動を求める等災害応急責任者に対し応急措置の実施に必要な準備をすることを要請し、若しくは求める。(法第58条)

#### (3) 設備物件の除去等の事前措置

町長は、災害が発生する恐れがあるとき、又は災害が発生した場合において、その災害を拡大させる恐れがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者若しくは管理者に対し、災害の拡大を防止するため必要な限度において、当該設備又は物件の除去、保安、その他必要な措置をとることを指示することができる。又これらの指示については、状況により警察署長に要求することができる。(法第59条)

#### (4) 警戒区域の設定

町長は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、人の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認める時は、町長は、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対し当該区域への立入を制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を

命じ、又はこれらの事を行うことを警察官に求めることができる。(法第63条)

(5) 工作物等の使用収用等

町長は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、当該区域内の土地、建物その他の工作物を一時使用し、又は土石、竹木その他の物件を使用し、若しくは収用することができる。

この場合において、現場の災害を受けた工作物又は物件で当該応急措置の実施に支障となるものを除去し、保管又は売却することができる。保管した工作物等又は売却した代金を工作物等の占有者等に返還する時は、その保管・売却・公示等に要した費用は、当該工作物等の返還を受けるべき占有者等の負担とする。

町長は、工作物等を返還することのできない場合の帰属等について基本法第64条第2項、後段第3項、第4項、第5項、第6項、同法施行令第25条、第26条、第27条の規定に基づいて行うものとする。(法第64条)

(6) 業務命令

町長は、当該町内に災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合には、応急措置を実施するために緊急の必要があると認めるときは区域内の住民、又は当該応急措置を実施すべき現場にあるものを当該応急措置の業務に従事させ、若しくはこれを警察官に求めることができる。(法第65条)

(7) 損失補償

町長は、前記(5)により工作物等の使用収用等の処分が行われたため当該処分により生じた損失によって補償の請求があったときは、これを補償する。(法第82条第1項)

(8) 応急措置の業務に従事した者に対する損害補償

町は、町長又は警察官が前記(6)の業務命令及び(4)の警戒区域の設定のため、当該区域内の住民又は応急措置を実施すべき現場に居る者を応急措置の業務に従事させた場合に、当該業務に従事した者がそのため死亡し、負傷した場合において、本人若しくは被扶養者がこれらの原因によって受ける損害の補償について、基本法施行令第36条に規定する基準に従い条例の定めるところにより行う。(法第84条第1項)

2. 委員会、委員等の応急措置

本町の各委員会又は委員、本町の区域内の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者、その他法令の規定により応急措置実施について責任を有するものは、本町内に災害が発生し、又はまさに発生しようとしている時は、防災計画の定めるところにより町長の所轄の下にその所掌事務若しくは、所掌事務に係る応急措置を実施し、又は町長の実施する応急措置に協力しなければならない。(法第62条第6項)

## 第9節 水防計画

水防計画については、本計画を併用することとし、策定しない。

## 第10節 消防計画

災害時における町民の生命、身体及び財産を保護すると共に、被害の拡大を防止し、もって安寧秩序の保持と社会公共の福祉増進を図るものとする。

### 1. 実施機関

本町の区域における消防を十分に果すため、消防の管理は、町長が行う。

### 2. 消防活動計画

消防は、消防施設及び消防団員を活用して、住民の生命、身体及び財産を火災から保護すると共に、水災又は地震等の災害を防除し、これらの災害による被害を軽減することをもって活動目的とする。

### 3. 相互応援協定

消防組織法第21条の規定に基づき、災害に備えるため隣接町村との応援協定を活かし、消防出動態勢の確立を図る。

### 4. 本町消防団の組織及び出動区域は、別紙のとおりである。

## 第11節 避難収容計画

災害のため危険な状態にある住民に対して、避難の勧告及び指示の伝達並びに誘導等を実施して、住民の生命及び身体を災害から保護し、住民の心の安定を図り、もって応急対策を迅速かつ円滑に実施するものとする。

### 1. 実施責任者

災害から住民の生命、身体を保護するための避難の勧告、指示等の実施責任者は次のとおりであるが、災害応急対策の第1次的責任者である町長を中心に、相互に連絡強調し、避難路に町道を利用するなど避難の迅速かつ安全な措置を行うものとする。

区 分	災害の種類	実 施 責 任 者
避難の勧告	全 災 害	町長（基本法第60条）
避難の指示	全 災 害	町長（基本法第60条） 警察官（基本法第61条及び警察官職務執行法第4条） 災害派遣時の自衛官（自衛隊法第94条）
	洪 水 災 害	知事又はその命を受けた職員（水防法第29条） 水防管理者（水防法第29条）
	地すべり災害	知事又はその命を受けた職員 （地すべり等防止法第25条）

## 2. 伝達責任者

町長及び避難命令権者は、避難勧告等の必要が生じた場合は本部室長へ伝達し、本部室長は伝達責任者となる。

## 3. 住民への伝達方法

避難指示の伝達は、最も迅速、的確に住民に周知できる方法により行うが、おおむね次の方法による。

- ① 掲示 ② サイレン ③ 警鐘 ④ 広報車 ⑤ 放送 ⑥ 電話 ⑦ 防災行政無線
- ⑧ 防災情報メール配信

## 4. 災害情報等の伝達手段の多重化・多様化

町は、住民、要配慮者利用施設や地下施設等の施設管理者や地方公共団体職員等に対して警報等が確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線（戸別受信機を含む。）、全国瞬時警報システム（Jアラート）、災害情報共有システム（Lアラート）、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図るものとする。

## 5. 避難勧告及び指示基準

避難指示等の基準は、災害の種類及び地域等により異なるが、おおむね基準は次のとおりとする。

町長は、避難勧告等の時期を失せぬよう防災関係機関と連携をとりながら監視体制を強化し、災害発生の際の兆候等の発見に努める。

なお、避難勧告等により避難が必要な住民に求める行動は次表のとおり。

	避難が必要な住民に求める行動
避難準備・高齢者等避難開始	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 気象情報に注意を払い、避難行動の必要性について考える。</li><li>・ 避難が必要と判断する場合は、家族等への連絡、非常用持ち出し品の準備など、避難準備を開始する。</li><li>・ （災害時）避難に時間を要する要配慮者は、避難を開始する。</li></ul>
避難勧告	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 計画された避難場所などへ避難を開始する。</li><li>・ 避難ができない場合は、屋内のより安全な場所へと避難する</li></ul>
避難指示（緊急）	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 避難勧告を発令している状況下で、まだ避難していない人に対して、すでに災害が発生してもおかしくない極めて危険な状況となった段階において、より強く避難を促す措置として、避難指示（緊急）が発され、直ちに命を守る最善の行動をとる。</li></ul>

避難指示等の発令については、対象となる災害を河川洪水、土砂災害の2種類とし、次の（1）～（3）の基準を参考に各種防災気象情報、現地情報等を集約し、総合的に判断する。

### （1） 避難準備・高齢者等避難開始情報の基準

次の①～③のいずれか1つに該当する場合に、避難準備・高齢者等避難開始情報を発令する。

- ①大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、土砂災害警戒判定メッシュ情報で大雨警報の土壌雨量指数基準を超過した場合。
- ②大雨注意報が発令され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）に切り替わる可能性が言及されている場合。
- ③強い降雨を伴う台風が夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合。

## （２）避難勧告の基準

次の①～⑤のいずれか１つに該当する場合に、避難勧告を発令する。

- ①土砂災害警戒情報が発令された場合
- ②大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、土砂災害警戒メッシュ情報の予測値で土砂災害警戒情報の判定基準を超過し、さらに降雨が継続する見込みである場合
- ③大雨警報（土砂災害）が発表されている状況で、記録的短時間大雨情報が発表された場合
- ④土砂災害の前兆（湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見された場合
- ⑤河川等の異常な漏水等が発見された場合

## （３）避難指示（緊急）の基準

次の①～⑤のいずれか１つに該当する場合に、避難指示を発令する。

- ①土砂災害警戒情報が発表され、かつ、土砂災害警戒情報を補足する情報で土砂災害警戒情報の基準を実況で超過した場合
- ②土砂災害警戒情報が発表されており、さらに記録的短時間大雨情報が発表された場合
- ③避難勧告等による避難が十分でなく、再度、避難を住民に促す必要がある場合
- ④河川等の異常な漏水の進行や亀裂等により、決壊の恐れが高まった時
- ⑤河川等の決壊や越水、溢水の発生または、氾濫発生情報が発表された場合。

## 6. 避難者の誘導方法及び避難場所

避難誘導は、災害という特殊条件のもとに行われるものであるから、責任者は安全、かつ迅速に実施する。

なお、災害の危険から逃れるための避難路及び避難場所等は、あらかじめ定めておき、住民に周知徹底し、避難誘導の万全を計る。

避難路としては、安全性の高い公共の道路（主に町道、県道、国道等）を優先して行う。

（別紙避難路一覧）

- （１）避難場所は、別紙資料のとおり指定する。

## 7. 避難所の開設及び収容の基準

- （１）避難所の収容基準



- ① 災害により被害を受けた者
- ② 被害をうけるおそれのある者
- ③ 避難命令が出た者

## (2) 避難所の開設

町長は、避難所を設置したときは、被災者に周知徹底し、収容すべき者を誘導、保護しなければならない。

(3) 避難所は、別紙資料のとおりとする。

## 8. 避難所運営マニュアルの作成等

町は、災害時に設置される避難所について、要配慮者への支援、プライバシーの確保、男女共同参画、感染症予防・まん延防止、食中毒発生予防及びペット同行など多様な視点に配慮した避難所運営マニュアルや体調・栄養管理ができる医療関係者の配置計画・巡回基準等をあらかじめ作成し、関係者への周知を図るものとする。

避難者は、避難所の自主的運営が円滑に行われるよう、ルールを守り、お互い助け合いながら避難所の運営に参加・協力するものとする。

町は、消防団のほか、自治振興会、自主防災組織等の住民組織、NPO、ボランティア、社会福祉協議会等（以下、団体等という。）と連携の上、避難所開設・運営訓練を実施するなどして、避難所運営マニュアル等の点検や見直しを行うものとする。また、あらかじめ、避難所の運営管理に必要な知識等を住民へ普及させる。

車中避難者を含む避難所以外の被災者への対応について、町は、団体等と連携して、車中避難者を含む指定避難所以外の被災者の情報を把握し、必要に応じて避難所への誘導を行うものとする。

## 9. 建設型仮設住宅建設予定場所の選定

町は、周辺の医療機関、学校、商店及び交通機関などの場所を総合的に考慮して、あらかじめ民有地も含めた建設型仮設住宅建設予定地の選定・確保を行うとともに、災害時に速やかに建設型仮設住宅の建設ができるよう体制整備に努めるものとする。

## 10. 防災対象物等における避難対策等

学校、病院、工場、事業所及びその他消防法による防火対象物の防火管理者は、多数の者が出入りする施設であるため、災害時の避難対策を十分講じておく。

特に学校においては、次の応急措置等を実施する。

### (1) 実施方法（教育委員会）

- ① 教育長は、災害種別程度を速やかに学校長及び園長に通報し、必要な避難措置をとらせる。

② 学校長は、教育長の指示又は緊急を要するときは、速やかに、児童及び生徒を安全な場所に避難させる。

③ 児童生徒が管理外にある場合は、教育長は状況を判断し、臨時休校又は休園等の措置を講ずるものとする。

## (2) 実施要領

① 教育長の避難の指示等は、町長等の指示により行うほか安全を考慮して、速やかに実施する。

② 教育長の避難の指示等に際しては、災害種別、災害発生の時期、場所等を考慮して、危険が迫っている学校から順次指示する。

③ 避難が比較的長期にわたると思われるときは、避難勧告の段階で児童、生徒を保護者のもとに誘導し引渡す。

④ 児童生徒の避難順位は、低学年、疾病者等を優先に行う。

⑤ 災害の種別、状況等を想定し集団避難の順序、経路等をあらかじめ定めておく。

## (3) 留意事項

① 教育長は、各学校への連絡及び通報を迅速かつ的確に行うため、平素から連絡網を整備しておく。

② 学校長は、次の事項について計画し、集団避難が安全かつ迅速に行われるようにする。

イ. 災害の種別に応じた避難指示等の伝達方法

ロ. 避難場所の指定

ハ. 避難順位および避難場所までの誘導責任者

ニ. 児童生徒の携行品

ホ. 余裕がある場合の書籍備品等の搬出計画

③ 危険な校舎及び高層建築の校舎については、特に平素から非常口等を確認し、緊急時に使用できるように整備しておく。

④ 災害が校内又は付近に発生した場合は、学校長は、速やかに関係機関に通報する。

⑤ 災害の種別程度により、児童、生徒を家庭に帰宅させる場合は、次の方法によるものとする。

イ. 担任教師の誘導を必要とする場合は、町内ごとに安全な場所まで誘導する。

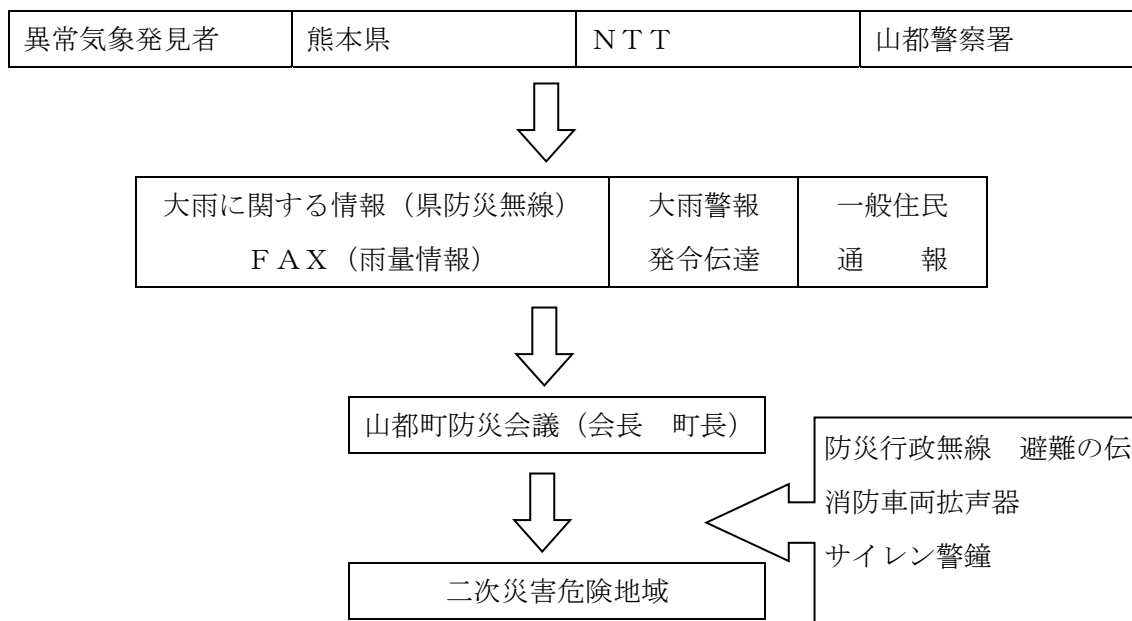
ロ. 町内ごとに児童生徒を集団下校させる場合は、校区内の危険場所（崖崩れ、危険橋、堤防）の通行は避けるよう配慮する。

⑥ 児童、生徒が家庭にある場合の臨時休校の通告・連絡等の方法を保護者、児童生徒に周知徹底する。

⑦ 学校長は、災害種別に応じた避難訓練を平素から実施する。

## (4) 避難の方法

高齢者、障がい者、子ども等の要援護者を最初に優先させ、避難誘導を行う。



### 1 1. 避難行動要支援者名簿の作成等

#### (1) 名簿の作成

災害対策基本法第49条の10第1項により、町長は山都町に居住する者のうち、災害が発生し、または災害が発生する恐れがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要するもの（避難行動要支援者）の把握に努めるとともに、避難行動要支援者についての避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命または身体を災害から保護するために必要な措置（避難支援等）を実施するための基礎とする名簿（避難行動要支援者名簿）を作成しておかなければならない。

また、町は、山都町社会福祉協議会、民生児童委員、山都警察署、上益城消防本部、山都町消防団、各地域の自主防災組織、その他の避難支援等の実施に携わる関係者（以下「避難支援関係者」という。）の協力を得ながら、平常時から緊急連絡体制、避難誘導等の体制整備に努める。

#### (2) 避難行動要支援者名簿に掲載するものの範囲

居宅において日常生活を営む者のうち、次の区分に該当する者。

区分	基準
要介護者	要介護2～5の者
認知症高齢者	自力で判断又は、意思を伝えることが困難な者。
視覚障がい者	視覚機能が低下し、視覚による情報入手が出来ない者。 (障がい程度1級・2級)
聴覚障がい者	聴覚機能が低下し、聴覚による情報入手が出来ない者。 (障がい程度1級・2級)

肢体不自由者	四肢の機能が低下し、行動に支障をきたす者。 (障がい程度1級・2級)
内部障がい者	心臓・腎臓・呼吸器などに機能障がいがあり、継続的に医療的行為を必要とする者。(障がい程度1級・2級)
知的障がい者	一人では理解や判断が難しい者。(療育手帳A1・A2の所持者)
発達障がい者	自閉症・アスペルガー症候群、その他これに類する脳機能障がいを有し、日常生活又は社会生活に制限を受ける者(児)。
精神障がい者	精神障がいの為、自力で避難する能力に欠ける者。 (精神障がい者保健福祉手帳を所持し、障がい等級1級に該当する者)
難病患者等	人工呼吸器・酸素供給装置等を使用している者。
その他	災害時要援護者支援対策会議において、必要と認める要援護者。

### (3) 名簿の記載事項

災害対策基本法第49条の10第2項により

- ①氏名
- ②生年月日
- ③性別
- ④住所又は居所
- ⑤電話番号その他の連絡先
- ⑥避難支援等を必要とする事由
- ⑦その他町長が必要と認める事項

### (4) 名簿作成に関する役割分担

名簿作成に当たっては、町が山都町社会福祉協議会、山都町民生児童委員協議会等の協力のもと作成する。

### (5) 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

個人情報は、本人からの収集を原則とするが、災害対策基本法第49条の10第3項及び第4項において、避難行動要支援者に関する情報を、その保有にあたって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用でき、必要があるときは、県知事その他の者に対して、避難行動要支援者に関する情報の提供を求めることができる。

### (6) 名簿の更新

町は避難行動要支援者の把握に努め、名簿情報を最新の状態に保つよう努める。

#### (7) 名簿の活用

町は、災害対策基本法第49条の11第2項により、本人の同意を得た上で、又は条例の定めにより、避難支援関係者に名簿を提供することができる。ただし、現に災害が発生し、または発生する恐れがある場合には、災害対策基本法第49条の11第3項により、本人の同意の有無に関わらず、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、名簿情報を提供することができる。

#### (8) 情報漏えいの防止

町は、避難行動要支援者名簿の提供を受けた避難支援等関係者に対し、守秘義務を認識させなければならない。また、提供先が個人ではなく団体である場合は、その団体内部で避難行動要支援者名簿の取扱者を限定するよう指導する。

### 第12節 災害救助法の適用計画

災害が発生した場合において、一定規模以上の災害に関する救助については、災害救助法が適用されるが、同法の適用要領はおおむね次のとおりである。

#### 1. 災害救助の実施機関

救助は、もとより国の責任において行われるものであるが、その実施については、全面的に知事に委任されており、熊本県においては、次の救助について町長に委任している。

[災害救助法第23条]

- (1) 避難所の設置
- (2) 炊出しのその他による食品の給与
- (3) 飲料水の供給
- (4) 災害にかかった者の救助
- (5) 学用品の給与
- (6) 埋 葬
- (7) 障害物の除去
- (8) 応急仮設住宅の設置
- (9) 被服、寝具その他生活必需用品の給与又は貸与
- (10) 医 療
- (11) 助 産
- (12) 災害にかかった住宅の応急修理
- (13) 死体の捜索
- (14) 死体の処理

## 2. 災害救助法の適用

町内の区域内の人口		1号	2号
5,000人未満		30世帯	15世帯
5,000人以上	15,000人未満	40	20
15,000人以上	30,000人未満	50	25
30,000人以上	50,000人未満	60	30
50,000人以上	100,000人未満	80	40
100,000人以上	300,000人未満	100	50
300,000人以上		150	75

(1) 市町村の人口に応じ住家が滅失した世帯以上に達したとき。

(2) 県の区域内の住家が滅失した世帯数が1,500世帯以上の場合であって、市町村の区域内の住家が滅失した世帯数が2号欄の世帯数以上に達したとき。

### 第13節 救出計画

災害のため生命、身体が危険な状態にある者あるいは生死不明の状態にある者を捜索し、又は救助し、その者の保護を図る。

#### 1. 実施責任者

(1) 救助は、原則として、町長、消防機関及び警察機関が協力して実施する。

(2) 災害対策基本法および他の法令の規定により、災害応急措置の実施責任を有する者はもちろん、災害の現場にある者は、救出を実施し、又は町長等に協力する。

(3) その他救助法を適用した場合は、救助法に基づく「救出要領」による。

#### 2. 救出対象者

被災者の救出は、災害の原因種別あるいは住家の被害とは関係なく、次の状態にある者に対し、必要に応じて実施するものとする。

(1) 災害によって生命、身体が危険な状態にある者で、おおむね次のような場合とする。

① 火災の際に火中に取り残されたような場合

② 地震、がけ（山）崩れ等のため倒壊家屋の下敷きとなったような場合

③ 水害の際に流失家屋とともに流されるとか、孤立した地域等に取り残されたような場合

④ 山津波により生き埋めになったような場合

⑤ 登山者が多数遭難したような場合

(2) 災害のため行方不明の状態にあり、かつ諸般の情勢から生存していると推定される者又は生命があるかどうか明らかでない者

### 3. 救出の方法

救出は、災害の種別、被害地域の災害状況等の条件によって異なるが、救出を実施すべき事態が発生したときは、町長は、直ちに関係機関に連絡をとり、消防団員及び災害対策本部等を動員して、速やかに救出作業を実施する。

#### 第14節 死体捜索及び収容埋葬計画

災害のため現に行方不明の状態にあり、周囲の事情からして死亡していると推定される者を捜索し、又は死亡者の死体処理を行う。

##### 1. 実施機関

死体の捜索及び処理等は、町長が警察機関、消防機関の協力を得て行うものとする。

ただし、救助法を適用した場合は、下記の2によるものとする。

##### 2. 救助法に基づく措置

第3章第12節災害救助法等の適用計画中の災害救助の種類および実施の方法による。

#### 第15節 医療助産計画

災害のため医療機関が混乱し、被災地の住民が医療ならびに助産の方途を失ったような場合、応急的に医療助産を適切に行い、被災地住民の保護を図るものとする。

##### 1. 実施機関

(1) 災害時における医療及び助産は、町長が行う。

(2) 災害救助法が適用された場合の医療及び助産は、知事が行うが、知事から委任されたとき、又は知事による救助のいとまがないときは、知事の補助機関として町長がこれを行うものとする。

(3) 本町の医療機関は、次のとおりである。

医療機関名	住 所	電話番号
医療法人 杏章会 矢部広域病院	山都町下馬尾204	72-1121
医療法人 幸翔会 瀬戸病院	山都町北中島2806	75-0111
医療社団法人 志楽会 坂本クリニック	山都町下市39-1	72-0210

医療社団法人 皆晴会 野田医院	山都町浜町 2 6 7	7 2 - 0 3 0 7
医療法人 潤幸会 伴病院	山都町浜町 1 6 7	7 2 - 0 0 2 9
医療法人 高田会 高田整形外科クリニック	山都町城平 8 4 2	7 2 - 1 0 0 7
医療法人社団 緑水会 山 口 医 院	山都町菅尾 4 9 8	8 3 - 0 5 0 6
山都町包括医療センター そよう病院	山都町滝上 4 7 6 - 2	8 3 - 1 1 2 2

(4) 本町における県指定の災害拠点病院は次のとおりである。

医療機関名	住所	
医療法人 杏章会 矢部広域病院	山都町下馬尾 2 0 4	7 2 - 1 1 2 1

災害拠点病院は県と連携をとり 24 時間緊急対応し、災害発生時に被災地内の傷病者等の受入れ及び、搬送を行う。

緊急搬送ヘリコプター発着場については、別紙のとおりである。

## 2. 救護体制の整備

災害時における医療救護を迅速かつ適切に実施するため、医療救護班を編成しておくものとする。

## 3. 救護活動

(1) 町長は、災害の状況に即応し、医療救護班により救護活動を行う。本町だけで対応できないときは、他町村に応援を要請するとともに、県に応援協力を要請する。

(2) 町長は、被害地の状況に応じ、適当な施設又は天幕等により救護所を設置する。

## 4. 災害救助法による医療助産

第 3 章第 1 2 節災害救助法の適用計画中、災害救助の種類及び実施方法による。

## 5. 費用の負担

(1) 医療助産に要した費用については、町負担とする。

(2) 災害救助法が適用された医療助産については、県の負担とする。

## 6. 損害補償



町民は、災害対策基本法第65条及び第84条の規定により応急措置の業務に従事させた場合において、当該業務に従事した者がそのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかったり、又は廃疾となったときは、町の条例で定めるところにより補償するものとする。

## 第16節 食糧調達・供給計画

町は、大規模な災害が発生した場合には、必要な食料の供給を円滑に実施するものとする。

### 1. 実施機関

被災者及び災害応急従事者等に対する食料の供給は、町が実施するものとする。町のみでは実施が不可能な場合は、近隣市町村、県、国、その他関係機関に応援を要請するものとする。

### 2. 食料の調達

#### (1) 食料の確保

町は、下記の食料の確保に努めるとともに、必要に応じて県・国に対しても食料の確保に関して応援を要請するものとする。

- ア ビスケット・クッキー
- イ 即席麺
- ウ 粉ミルク
- エ 飲料水（ペットボトル）
- オ パンやおにぎり
- カ 缶詰やレトルト食品など長期保存が可能な食品
- キ 高齢者、乳幼児などに配慮した食品
- ク その他必要と認められる食料等

#### (2) 米穀の調達・供給

##### ア 応急調達

調達に当たっては、農林水産省に照会し、調達可能数量を把握するとともに、農林水産省を通じて、米穀販売事業者から調達するものとする。

災害救助法が発動され、応急用穀物が必要な場合、農林水産省政策統括官に対し、政府所有米穀の引き渡しに係る要請を行う。

##### イ 応急供給

町は、米穀販売事業者に被災地域への米穀の輸送を要請するものとする。

## 第17節 給水計画

災害のため飲料水が枯渇し、又は汚染し、現に飲料に適する水を得ることができない場合に、応急的に飲料水を確保するための計画は、次に定めるところによる。

## 1. 実施機関

(1) 飲料水の供給は、災害救助法その他により、町長が行う。本町限りで処理不可能の場合は、近隣町村、県及び国、その他の機関の応援を求めて飲料水の供給を実施する。

(2) 救助法が適用されたときは知事が飲料水の供給を行うが、知事から委任されたとき、又は知事による救助のいとまがないときは、知事の補助機関として町長がこれを行う。

## 2. 給水方法

(1) 隣接水道又は近郷水道から給水車（水槽付自動車）、或いは給水槽、桶等を用いて搬水し、消毒のうえ緊急給水を実施するものとする。

### (2) ろ水器による給水

第3節「自衛隊派遣要請計画」により自衛隊に依頼して湖、沼水、河川水等をろ過し、消毒のうえ給水を行うものとする。

## 第18節 衣料生活必需品等物資供給計画

災害によって住家に被害を受け、日常生活に欠くことのできない衣料品及び生活必需品を喪失又は毀損し、しかも災害時の混乱のため、これらの物資等を直ちに入手することが困難な被災者に対して、これらの物資等を給与又は貸与することによって、災害時における生活の安定を図るものとする。

町は、住民の備蓄を補完するため、備蓄物資の整備・充実に努めるものとし、あらかじめ、他自治体、民間事業者との協定を締結する等により、物資の調達体制の確保に努めるものとする。

また、災害時における業務継続の観点から、それぞれの災害対策職員向けの食料、飲料水等の備蓄に努めるものとし、備蓄物資が不足する場合に備えて、県、市町村、事業所等との協定締結等により、調達体制の確保に努めることとする。

## 1. 実施機関

(1) 被災者に対する被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、町長が実施するものとする。

(2) 町限りで処理できない時は、隣接町村、県、その他の関係機関の応援を求めて実施するものとする。

## 2. 救助法に基づく措置

第3章第12節災害救助法等の適用計画中、災害救助の種類および実施の方法による。

## 3. 給与又は貸与の方法

### (1) 物資の購入及び配分計画の樹立

福祉衛生対策部は、世帯構成員別被害状況を把握し、救助物資の購入及び配分計画を樹立し、これにより購入し、給与又は貸与するものとする。

### (2) 物資の調達

物資の調達については、福祉衛生対策部において行うが、町内で調達困難な場合は、隣接市町村、

県及び関係機関に依頼し、調達するものとする。

### (3) 救助物資の集積場所

調達した物資又は県からの救援物資の集積場所は、山都町営中央体育館とする。

### (4) 物資の給与又は貸与

物資の給与又は貸与は、福祉衛生対策部が集落ごとに迅速かつ的確に実施する。

## 4. 義援金の保管及び配分

本町に送付された被災者に対する義援金等は、出納対策部で受け付け記録したのち保管し、配分方法は被災の実態に応じて行うものとする。

## 第19節 応急仮設住宅及び住宅応急修理計画

災害のため住家が滅失した被災者に対し住宅を貸与し、又は被害を受けた住家に対し、居住のため必要な最小限度の部分を応急的に補修して、被災者の居住安定を図るものとする。ただし、災害発生直後における住居対策については、別節「避難計画」の定める避難場所の開設及び収容によるものとする。

### 1. 実施機関

(1) 被災者に対する建設型仮設住宅の建設及び応急修理は、救助法が適用されたときは知事が行い、知事から委任されたとき、又は知事による救助が不可能なときは、知事の補助機関として町長が行うものとする。

(2) 救助法が適用されない災害については、必要に応じ町長が実施するものとするが、町限りで処理できない場合は、隣接市町村、県、その他関係機関の応援を求めて実施するものとする。

### (3) 借上型仮設住宅

町は、大規模災害の発生時には、民間賃貸住宅の借上げによる応急仮設住宅の提供を行うものとする。発災直後から円滑な提供ができるよう、あらかじめ、必要な体制を整備し、要領等を定めるとともに、平時から「災害時における民間賃貸住宅の提供に関する協定」を締結する不動産関係団体との連携の強化を図るものとする。

### 2. 建設型仮設住宅の運営管理

町は、建設型仮設住宅について、入居者の募集・選定から入居中の住宅の維持補修・問合せへの対応、退去に至るまでの運営管理を行うものとする。

この際、警察及び防犯ボランティア団体等と連携して建設型仮設住宅の防犯活動を推進するものとする。また、孤立化や引きこもりなどを防止するため、心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、男女共同参画の視点にも配慮するものとする。

また、必要に応じて、建設型仮設住宅における入居者の家庭動物の受入れや買い物の利便性等、生活環境の向上に配慮するものとする。

### 3. 災害公営住宅の建設および入居

(1) 災害公営住宅（公営住宅法第8条第1項の規定による公営住宅をいう。）は、大規模な災害が

発生し、住宅の被害が次の各号の一以上に達した場合に、希望する被災者のために国から補助を受けて建設し、入居者は公正な方法により選考して入居させるものとする。

① 地震、暴風雨、洪水、その他の異常な天然現象による場合

- イ. 被災全域の滅失戸数が500戸以上のとき
- ロ. 町の区域内的の滅失戸数が200戸以上のとき
- ハ. 滅失戸数とその区域内住宅戸数の1割以上のとき

② 火災による場合

- イ. 被災地域の滅失戸数が200戸以上のとき
- ロ. 滅失戸数が町の区域内的の住宅戸数の1割以上のとき

#### 4. 罹災証明書の交付

##### (1) 早期交付のための体制確立

町は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付するものとする。

なお、被害の調査等に当たっては、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」及び「災害に係る住家被害認定業務 実施体制の手引き」を参考とするものとする。

また、町は、被災建築物応急危険度判定制度と被災宅地危険度判定制度及び罹災証明書発行に関する住家被害認定制度の目的等の違いについて十分に住民に周知するものとする。

##### (2) 罹災台帳

町は、町災害対策本部等に集約された被害調査結果に基づき、固定資産台帳及び住民基本台帳を活用し、罹災台帳を作成する。

##### (3) 罹災証明書の発行

- ① 罹災証明書は、罹災者の申請に基づき、罹災台帳と照合し、現地確認などを実施した後、発行する。
- ② 被害状況の確認ができないとき、罹災者からの被害状況の申告により、罹災届出証明書（本人の被害申告があった旨を証明するもの）を発行する。
- ③ 罹災証明書の発行は、原則として1回限りとする。
- ④ 罹災証明書の発行は、証明手数料を徴収しない。

##### (4) 被災者自立支援対策の充実に向けた平時の取組み等

町は、災害時に被災者自立支援対策が遅滞なく行われるよう、平時から住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部所を定めるとともに、担当者の人材育成、他の自治体や民間団体との応援協定の締結、受援体制の構築等を計画的に進め、業務実施体制の整備・充実に努めるものとする。併せて、当該業務を支援するシステムの活用について検討するものとする。

## 第20節 交通対策計画

災害時に道路及び橋梁等の交通施設に被害が発生し、若しくは発生する恐れのある場合、並びに交通混乱を防止し、緊急輸送を確保するため必要がある場合は、交通規制を行って被害の軽減と迅速なる応急対策の実施を促進する。

### 1. 実施責任者

町長は、町の管理に属する道路（町道）について、災害における危険箇所を予め調査して、その補修対策を講じておくとともに、災害が発生した場合は、土木対策部に於いて被害状況の調査及びその応急措置を行うものとする。

#### （1）危険箇所の調査及び報告

- A 土木対策部は、町道について危険箇所を発見したときは速やかにその路線名、箇所拡大の有無、迂回路線の有無、その他被災の状況等を町長に報告する。
- B 町長は、土木対策部より報告を受けたときは、その状況を直ちに上益城地域振興局土木部へ報告すると共に、関係機関の長へ連絡する。

#### （2）応急措置

危険が予想される交通施設の箇所及びこれらの施設の応急対策には、国、県の出先機関並びに建設業者に保有機材その他の協力を得て、応急措置の万全を期する。

### 2. 交通規制の措置

道路の破損、決壊、その他の状況により通行禁止又は交通を制限する必要があると認めたときの交通規制の実施は、道路の管理者又は警察が、禁止又は制限の対象区間、期間及び理由等を明瞭に記載した道路標識等を設置するとともに、必要な場合は、迂回道路の標識も明示し、一般の交通に支障のないよう措置するものとする。

## 第21節 輸送計画

災害時における陸・空の緊急輸送体制を確立し、応急対策に必要な人員、資機材及び救援物資等の輸送力を確保し、応急措置の万全を期する。

### 1. 実施機関

災害対策基本法第50条及び第51条に規定する実施責任者とする。ただし、これらの機関で処理できない場合は、輸送を業とする公共機関、地方公共機関並びにこれに準ずるもの等又は自衛隊に応援を要請して緊急輸送の確保を図るものとする。

### 2. 輸送力の確保措置

（1）実施機関において所有する車輛だけでは輸送が確保できない場合は、次の順位により必要に応じて借上げて輸送の円滑化を図る。

#### ① 車輛等確保

- イ. 公共的団体の車輛等
- ロ. 輸送を業とする者の所有車輛等
- ハ. その他（自家用車輛等）

② 空中輸送等の確保

第3節「自衛隊派遣要請計画」に定めるところによる。

3. 輸送の方法

(1) 陸路輸送

災害時における緊急輸送は、本町の地勢及び過去の実情から考えて、大半が陸上輸送であり、関係機関は災害時における緊急輸送が迅速かつ円滑に行われるように協力するものとする。

(2) 空中輸送

災害時に陸上輸送が困難若しくは不可能な場合又は空中輸送が適切であると判断した場合の応急輸送は、第3節「自衛隊派遣要請計画」に基づき実施するものとする。

**第22節 災害ボランティア連携計画**

町内で大規模又は甚大な災害が発生し、災害ボランティアによる救援活動が必要と認められる場合、町は社会福祉協議会（以下「社協」という。）との連携による被災地災害ボランティアセンター（以下「被災地センター」）を設置する。また、町は被災地センターを支援する。

**第23節 清掃計画**

災害時における廃棄物を衛生的に処理し、生活環境を清潔にすることにより、公衆衛生の万全を図るものとする。

1. 実施機関

(1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に定めるもののほか、災害時における被災地の清掃については、町長が実施する。

(2) 被災の程度等により、本町で処理不能の場合は、保健所に連絡し近隣町村あるいは県の応援を求めて実施するものとする。

2. 廃棄物の収集及び処分の方法

廃棄物の処理及び清掃に関する法律でいう廃棄物とは、ごみ、粗大ごみ、燃えがら、汚泥、ふん尿、動物の死体、その他の汚物又は不要物であつて、固形状若しくは液状のものをいうものであり、災害時におけるこれら廃棄物の収集及び処理方法は、次により実施する。

(1) 廃棄物の収集及び処理については、一般廃棄物の収集、運搬及び処分の基準の規定にしたがつて町長が実施する。

① 方法

#### イ. ごみの収集及び処分の方法

(イ) 防疫上、食物の残廃物を優先的に収集するものとする。

(ロ) 処分は、焼却場のほか必要に応じて埋立、露天、焼却等の環境衛生上支障のない方法で行うものとする。

#### ロ. し尿の収集及び処分の方法

(イ) 汲み取り業者等の応援を求める一方、汲み取り車、運搬車によることができない地域については、それぞれの地域に適する方法によって行うものとする。

(ロ) 処分は、し尿処理施設で処理することを原則とするが、必要に応じてそれぞれの地域で適切な方法によって処分するものとする。

### 第24節 防疫計画

災害によって被害を受けた地域又は当該住民に対し、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）の定めるところにより、公衆衛生の立場から感染症予防上必要な防疫対策を実施し、被災住民の生活安定を図るものとする。

#### 1. 実施責任

町長は、知事の指示に従って、災害のための防疫上必要な措置を行うものとする。

#### 2. 防疫組織及び実施方法

感染症患者の発生状況を的確に把握し、患者及び保菌者の早期発見に努めるとともに、未収容患者等の隔離、収容、汚染物件の消毒及びその他必要な予防措置等を講ずるための防疫組織及び実施の方法は、次により行うものとする。

##### (1) 感染症予防委員の選任

町長は、知事の指示に基づき、感染症予防委員を選任して、防疫活動に従事させるものとする。

##### (2) 調査班、防疫班の編成

検疫調査班及び調査対象調査班は、医師、保健師（又は看護師）及び助手をもって編成する。

##### (3) 実施方法

###### ① 検病調査及び健康診断

イ. この調査は、緊急度に応じて計画的に実施するものとするが、下痢患者、有熱患者が現に発生している地域又は滞水地域等衛生条件が良好でない地域を優先的かつ段階的に順次行うものとする。

ロ. この調査に当っては、町内の衛生組織等関係機関の協力を得て適確な情報の収集と把握に努めるものとする。

ハ. 検病調査の結果必要があると認めるときは、健康診断を受けさせるべきことを勧告するものとする。（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第17条）

## 第25節 文教対策計画

災害が発生し、又は発生する恐れがある場合、災害対策基本法及びその他の法に基づき、児童、生徒等の生命、身体及び文教施設を災害から保護し、もって教育行政の確保を図るものとする。

### 1. 実施機関

- (1) 町立小・中学校の文教施設の災害応急復旧は、町長が行う。
- (2) 町立小・中学校の児童、生徒に対する災害応急教育対策は、町教育委員会が行う。ただし、救助法が適用されたとき、又は町で実施することが困難な場合は、知事又は県教育委員会に協力を求めるものとする。

### 2. 応急教育対策

#### (1) 応急教育実施の予定場所

町教育委員会は、災害の状況により教育関係機関と連絡をとり、災害現場の状況を的確に把握し、災害の規模に応じて適切な指導を行い、災害時における応急教育に支障のないよう次の事項について措置するものとする。

- ① 学校施設が罹災した場合は、まず応急復旧を速やかに行い、教育が実施できるようにするものとする。
- ② 応急復旧が不可能な場合は、被害をまぬがれた隣接地域の学校施設、公民館、その他民有施設等の借り上げを行うものとする。

#### (2) 応急教育の方法

前記(1)により把握した災害情報に基づき、災害時における教育に支障のないよう次により教育を実施するものとする。

##### ① 教育実施者の確保

町教育委員会は、学校長及び上益城地域振興局と緊密な連絡をとり、応急教育実施のため支障をきたすことのないよう適切な指示を行い、教育上の混乱を生じないよう教育実施者の確保に努めるものとする。

### 3. 学校給食等の措置

学校給食の施設、設備、物資等に被害を生じた場合は、町長から県教育委員会に速報する。

### 4. 救助法による学用品の支給等

災害のため住家に被害を受け、就学上欠くことのできない学用品を喪失又は棄損した時、これらを直ちに入手することが不可能な状態にある小・中学校の児童、生徒に対しては、県知事が必要最小限度の学用品を支給する。

## 第26節 障害物除去計画

災害時における応急措置実施の障害となっている工作物等並びに山（がけ）崩れ、浸水等によって道路・河川、住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等のため、住民の生命・身体及び財産等に危険を及



ぼし、又は日常生活に著しい支障をきたす障害物の除去について必要な措置を定める。

#### 1. 実施責任

- (1) 応急措置を実施するため障害となる工作物等の除去は、町長が行う。
- (2) 水防活動を実施するため障害となる工作物等の除去は、水防管理者又は消防機関の長が行うものとする。
- (3) 道路、河川等にある障害物の除去は、その道路、河川等の維持管理者が行うものとする。
- (4) 山（がけ）崩れ、浸水等によって住家又はその周辺に運ばれた障害物の除去は、町長が行うものとし、町限りでの除去が不可能な場合又は救助法が適用されたときは、知事が行うものとする。
- (5) その他施設及び敷地内の障害物の除去は、その施設、敷地の所有者又は管理者が行うものとする。

#### 2. 障害物の除去対象及び除去の方法

##### (1) 障害物除去の対象

災害時における障害物の除去対象は、おおむね次のとおりである。

- ① 住民の生命、財産等を保護するための除去を必要とするもの。
- ② 河川の氾濫、護岸決壊等の防止、その他水防活動実施のため除去を必要とするもの。
- ③ 緊急な応急措置を実施するため除去を必要とするもの。
- ④ 公的立場等から除去を必要とするもの。

##### (2) 障害物除去の方法

- ① 実施責任者は自らの組織、労力及び機械器具を用いて行うか、又は土木建築業者等の協力を得て、速やかに行うものとする。
- ② ①により実施困難な場合は、第3節「自衛隊派遣要請計画」により、自衛隊の派遣を要請して行う。
- ③ 除去作業の実施に当っては、緊急な応急措置の実施上やむを得ない場合のほか、周囲の状況等を考慮し、事後において支障の起こらないよう行う。

#### 3. 救助法における障害物の除去

賃金職員又は技術者を動員し、次の状態にあるものを除去する。

- (1) 当面の日常生活が営み得ない状態にあること。
- (2) 日常生活に欠くことのできない場所に運び込まれた障害物の除去に限ること。
- (3) 自らの資力をもっては、障害物の除去ができない者であること。
- (4) 住家は半壊又は床上浸水したものであること。

#### 4. 除去した障害物の保管等の場所

障害物の保管等の場所については、それぞれの実施場所において考慮するものとするが、おおむね次の場所に保管又は廃棄するものとする。

##### (1) 保管の場合

除去した工作物等の保管は、町長及び警察署長において次のような場所に保管する。なお町長及び警察署長は、その旨を保管し始めた日から14日間公示する。

- ① 再び人命、財産に被害を与えない安全な場所
- ② 道路交通の障害にならない場所
- ③ 盗難等の危険のない場所
- ④ その他、その工作物等に対応する適当な場所

#### (2) 廃棄の場合

廃棄するものについては、実施者の管理（所有）に属する遊休地および空地、その他廃棄に適当な場所

### 5. 障害物の処分方法

町長および警察署長が保管する工作物等の処分については、前記保管者において行うものとするが、処分の方法については、次により行うものとする。

- (1) 保管した工作物等が滅失し、又は破損する恐れがあるときは、その工作物を売却し、代金を保管するものとする。
- (2) 当該工作物等の保管に不相当な費用又は手数を要すると保管者において認めるときは、その工作物を売却し、代金を保管するものとする。
- (3) 売却の方法および手続きは、競争入札又は随意契約により行うものとする。
- (4) その他、他の法令等に特別の想定があるものについては、それぞれ当該法令等の規定の定めるところによる。

## 第27節 電力施設応急対策計画

各地に発電所が設置されているため、送電線、変電所も散在し、また配線も溪谷、山野をぬって施設されている。しかし、地形的、気象的特殊条件から電力施設は災害を受けやすい状態にある。本町においても九州電力と緊密な連絡を取り対策に万全を期する。

## 第28節 地震災害対策計画

地震は、その発生の形態、災害の規模等において、台風、集中豪雨等の災害と根本的に異なるものがあり、その対策についても特別な措置を必要とする。本節においては、大地震発生時において緊急対策として措置しなければならない事項を定めるものとする。詳細は、別冊(震災対策編)によるものとする。

### 1. 組織の確立

大地震による災害が発生した時は、第3章第1節組織計画の定めるところにより実施する。

### 2. 応援協力体制

大地震による災害が発生したときは、直ちに措置を講じ、応援協力体制を確立し、災害対策に万全

を期する。

### 3. 通信連絡対策

災害時における通信連絡は、第3章第5節通信施設利用計画によるが、特に次により通信手段の確保を図るものとする。

- (1) 防災行政無線の運用
- (2) アマチュア無線の利用

### 4. 災害状況の把握および広報

災害状況の緊急把握は、第3章第6節情報収集及び被害報告取扱計画に定めるところによるものとするが、特に次の措置を講じ、災害状況の把握に努める。

- (1) 調査班による調査の実施

町は、大地震による被害が発生したときは、直ちに調査班を編成し、被害状況の調査把握を行うものとする。

- (2) 広報車による広報

町は、広報車により災害広報に努める。

### 5. 避難対策

大地震が発生した場合における避難対策は、第2章第11節避難計画に定めるところにより震災時における住民の避難が円滑、適切に行われるように努める。

- (1) 避難の勧告又は指示

避難の勧告又は指示の実施責任者は、大地震が発生した場合、避難の時期を失しないよう速やかに避難の勧告又は指示を行うものとする。

- (2) 避難の勧告又は指示の伝達

サイレン、警鐘、防災無線、広報車等を用い、又は併用して迅速に地域住民に対し周知を図るものとする。

- (3) 避難者の収容

既存の収容施設が被害を受けた場合、被災者が多数のため既存の収容施設に収容できない場合又は近くに安全な施設がない場合は、野外収容施設を設営するものとする。

### 6. 消火対策

大地震における被災者の救出は、第3章第10節消火計画に定めるところによるものとするが、大地震における消火の万全を期するものとする。

なお、必要に応じ隣接町村の消防機関に対し、応援要請するとともに、自衛隊の災害派遣を要請し、消防力の結集を図るものとする。

### 7. 救出対策

大地震における被災者の救出は、第3章第13節救出計画に定めるところによるものとし、特に次の措置を講じ、被災者の救出に努めるものとする。

(1) 住民等による救出

住民は積極的に消防団及び消防職員並びに警察官に協力し、被災者の救出に努めるものとする。

(2) 消防団員、消防職員及び警察による救出

消防団員、職員及び警察官は相互に連携協力し、被災者の救出に努めるものとする。

(3) 町職員による救出

町長は必要に応じ職員による救出班を編成し、救出活動にあたらせるものとする。

(4) 自衛隊の災害派遣要請

町は、必要と認めるとき県に要請し、被災者の救出に万全を期する。

## 第29節 生業および復旧資金貸与計画

希望する被災者に対して、必要な資金を貸付け速やかに復興を図ることを目的とする生業および復旧資金貸与計画については、県と緊密な連絡のもとに県防災計画に基づき実施する。

(1) 種別

(イ) 救助法による生業資金

(ロ) 更正資金

(ハ) 生活福祉資金

(ニ) 母子福祉資金

## 第30節 災害応急融資計画

災害応急融資計画としては、県防災計画に基づき実施するが、融資種別は下記のとおりである。

1. 中小企業災害応急融資
2. 農林漁業災害応急融資
3. 農林漁業金融公庫資金による災害応急融資
4. 自作農創設維持資

## 第31節 災害廃棄物処理計画

1. 計画の方針

災害で発生する廃棄物の処理を迅速・適正に行い、住民の生活環境の保全を図るため、町はそれぞれの区域内における被災状況を想定した災害廃棄物処理計画を策定する必要がある。

町は、災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう、非常災害に係る一般廃棄物処置施設の設置の特例に関する条例等の整備に努め、仮置場の確保や災害時の廃棄物の処理体制、民間事業者等との連携・協力のあり方等について、災害廃棄物処理計画において具体的に示すものとする。

2. 被害状況調査、把握体制

(1) 町は、速やかに被害状況を把握するため、調査地域、調査対象施設・設備、調査者等を明確にした調査体制を整備する。

(2) 町は、廃棄物処理施設等の被害状況を早急に取りまとめ、県へ報告する体制を整備する。

### 3. 廃棄物の仮置場候補地の選定等

町は、あらかじめ、災害時に発生する損壊家屋や流出家屋のがれき等の災害廃棄物の仮置場候補地の選定、確保に努めるものとする。

### 4. 災害廃棄物処理の広域応援体制

町は、災害廃棄物の発生量や処理能力等を想定のうち、近隣市町村及び関係団体と相互応援体制の整備に努める。

### 5. 災害廃棄物処理計画

(1) 町は、被災状況を速やかに把握し、災害廃棄物の発生量を推計するとともに、災害廃棄物の処理を行う施設の処理能力を確認のうち、収集、運搬、処分の対策を講じるものとする。

(2) 町は、災害廃棄物を処理する場合、発災前に策定した災害廃棄物処理計画を基に、災害廃棄物の発生量、廃棄物処理施設の被害状況等を把握したうえで、災害廃棄物処理実行計画を策定する。

なお、災害廃棄物処理実行計画は、処理の進捗に応じて段階的に見直しを行うものとする。

(3) 町は、災害廃棄物処理の実施に必要な人員、機材等の確保に努めるとともに、災害廃棄物の処理を行う施設の処理能力を超える発生量が見込まれる場合は、近隣市町村及び関係団体へ応援要請を行う。

(4) 町は、地区住民が道路上に災害廃棄物を放置し、交通の妨げにならないよう周知するとともに、道路上の障害物により通常の収集ができない地区については、臨時収集場所を設け、収集への協力を求める。

(5) 町は、防疫上食物の残さ等腐敗性のごみを優先的に収集運搬する。

(6) 損壊家屋や流失家屋のがれき等については、原則として被災者自ら町の定める場所に搬入することが望ましいが、道路等に散在し緊急的に処理する必要がある場合は、町が収集処理を行う。

(7) 町は、必要に応じて災害廃棄物の仮置場の設置を行うものとする。

## 第32節 建築物・宅地等応急対策計画

大規模災害による被災建築物・宅地等について、二次災害を防止し、住民の安全を確保するため、損壊家屋の解体の実施体制の整備を図るものとする。

### 1 被災建築物への対応

(1) 町は、被災建築物の解体撤去工事等において生じる石綿の飛散・ばく露を防止するため、次の対応を行う。

ア 適切なマスク装着方法について周知するものとする。

イ 解体工事・建設業等の業界団体に対して、電動ファン付き呼吸用保護具又は取替え式防じんマ

スク等の適切な着用、適切な事前調査、撤去、処分の実施等の対策による石綿撤去の解体工事時の石綿飛散ばく露防止の徹底を周知するものとする。

(2) 町は、損壊家屋の解体を実施する場合には、解体業者、産業廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備するとともに、必要に応じて速やかに他の地方公共団体への協力要請を行うものとする。

## 2. 被災宅地への対応

町は、被災宅地危険度判定士による判定の結果、危険度が高いと判断された被災宅地について、二次災害防止対策を適切に行うものとする。特に、大規模災害時においては、被災状況に鑑み、県及び関係機関と連携して早期の復旧に努めるものとする。

# 第 4 章 災 害 復 旧 ・ 復 興 計 画

## 第 1 節 災害復旧・復興の基本方向

町は、被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案しつつ、迅速な原状復旧を目指すか、災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本方向を定めるものとする。

特に、大規模災害時の場合には、この基本方向に基づき復興計画を作成し、適切な進捗管理を行うとともに、様々な機会を捉え、情報発信を行うものとする。

復旧・復興に当たっては、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場、組織に女性の参画を促進するものとする。併せて、障がい者、高齢者等の要配慮者の参画を促進するものとする。

また、復旧・復興対策の推進のため、庁内の推進体制を構築した上で、必要に応じ、国、県、他の地方公共団体等に対し、職員の派遣その他の協力を求めるとともに、緊密な連携を図るものとする。併せて、復旧・復興事業の円滑な推進を図るため、関係団体と協力・連携の上、建設関係業者の人手不足等の課題を踏まえ、必要に応じて制度の見直しを行うものとする。

## 第 2 節 公共土木及び農林水産施設災害復旧計画

公共土木施設災害復旧工事は、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）に基づき、国庫負担を受け災害復旧を実施する。

農地、農業施設、林業施設（以下「農地等」という。）の災害復旧工事は、「農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律」（昭和25年法律第169号）に基づく国庫補助を受け復旧を実施する。

### 1. 公共土木施設

公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第3条に規定する政令で定める公共土木施設とは、次のような施設である。

- (1) 河川 河川法第3条による施設等
- (2) 砂防施設 砂防法第1条又は同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設
- (3) 道路 道路法第2条第1項に規定する道路

## 2. 農林水産施設

農林水産業施設災害復旧事業国庫補助の暫定措置に関する法律第2条に規定する農林水産施設とは、次のような施設である。

- (1) 農地 耕作の目的に供される土地、田、畑
- (2) 農業用施設 農地の利用又は保全上必要な公共的施設であって、次のものをいう。
  - ① かんがい用排水施設、ため池、頭首工
  - ② 農業用道路、橋梁
  - ③ 農地保全施設、堤防
- (3) 林業用施設 林地の利用又は保全上必要な公共的施設であって次のものをいう。
  - ① 林地崩壊防止施設
  - ② 林道

## 第3節 その他の災害復旧計画

### 1. 住宅災害復旧計画

#### (1) 災害公営住宅の整備

地震、暴風雨、洪水、その他異常な天然現象により滅失した住宅の戸数が、一定の割合に達した場合には、低額所得者の被災者のために国からの補助を受け、町において公営住宅を整備する。

#### (2) 既設公営住宅の復旧

災害（火災にあつては、地震による火災に限る）により公営住宅が滅失し又は著しく損傷した場合は、公営住宅等の建設、補修又は公営住宅等を建設するための宅地の復旧に要する費用の1/2が国より補助される。

#### (3) 住宅耐震化関連補助制度

耐震性能を満たしていない住宅の耐震化を進めるため、町において住宅耐震化補助制度を受けることができる体制を整備する。

### 2. 公立学校施設災害復旧計画

公立学校施設の災害復旧は、公立学校施設災害復旧費国庫負担法（昭和28年法律第247号）に基づく国庫補助事業又は単独事業としてそれぞれ次により実施するものとする。

- (1) 実施機関 公立学校施設の復旧は、町立学校にあつては町長が行うものとする。
- (2) 対象事業 同法による学校施設で、建物、建物以外の工作物、土地及び設備である。
- (3) 財政援助 公立学校施設災害復旧事業を実施するための財政援助は、次により措置されるもの

である。

- ア 公立学校施設災害復旧費国庫負担法による国庫負担
- イ 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づく国庫負担率の嵩上げ
- ウ 地方債の元利償還金の地方交付税導入
- エ 地方財政法第5条第1項第4号の規定による地方債の充当

### 3. 水道施設の復旧計画

水道施設の災害復旧は、「上水道施設災害復旧費及び簡易水道施設災害復旧費補助金交付要綱」に基づく国庫補助事業又は単独事業として次により実施する。

なお、町が経営する上水道事業及び簡易水道事業以外の水道事業体が行う災害復旧については、国庫補助対象外となることから、町の単独事業により復旧を推進するものとする。

#### (1) 実施機関

上水道事業者及び簡易水道事業者

#### (2) 復旧方針

原形復旧を基本とするが、再度の災害に対する強化を図るため、送水管・配水本管等については伸縮性や可とう性、離脱防止機能などの耐震性を有する管へ布設替えするとともに、配水タンク等の構造物については必要に応じて緊急遮断弁の設置や構造物の耐震性の確保に努めるものとする。

### 4. 土砂災害復旧計画

土石流、地すべり、急傾斜地崩壊（がけ崩れ）等の土砂災害が発生した箇所（小規模なものを除く）の復旧は、国庫補助事業又は県単独事業として次により実施する。

(1) 実施機関 土石流、地すべり、急傾斜地崩壊（がけ崩れ）等の土砂災害が発生した箇所（小規模なものを除く）の復旧は、県に依頼する。

(2) 復旧方針 再度災害の発生を防止するために必要な防止施設の新設及び改良を行うとともに、これら施設の早期完成に努めるものとする。

(3) 対象事業 砂防指定地、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域内において実施する砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業

## 第4節 被災者自立支援対策

大規模な災害発生時には、多くの人々が被災し、住宅や家財の喪失、経済的困窮、あるいは生命の危機に瀕して、地域社会が混乱に陥る可能性がある。そこで、こうした災害時の人心の安定に資するため、被災者の自立支援のための措置を講じるものとする。

### 1. 被災者に対する生活支援等

町は、被災者の生活再建に向けて、その見守りや生活支援、相談対応等の被災者支援を行うものと



する。

## 2. 被災者に対する生活相談

町は、被災者の生活相談に対応するため、手引書により必要に応じて、生活困窮者自立相談支援窓口において相談支援を行うとともに、専門相談員等を被災地に派遣し、各種福祉相談に応じて、被災者の自立安定を図るものとする。

また、消費生活に対する相談についても、各種震災支援策等の情報を収集・整理し、職員と消費生活相談員が共有して、被災者からの相談態勢を速やかに確立するものとする。

町は、消費生活相談を総合支援窓口に取り込み、優先的に相談を実施するよう努める。

## 3. 被災者自立支援対策の充実に向けた平時の取組み等

町は、災害時に被災者自立支援対策が遅滞なく行われるよう、平時から住家被害の調査や罹災証明書等の交付の担当部局を定めるとともに、担当者の人材育成、他の自治体や民間団体との応援協定の締結、受援体制の構築等を計画的に進め、業務実施体制の整備・充実に努めるものとする。併せて、当該業務を支援するシステムの活用について検討するものとする。